

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課）

項 目 名	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の延長		
税 目	所得税・法人税		
要 望 の 内 容	【要望の内容】 適用期限を 2 年延長する。 （現行制度の概要） 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき、次の措置を講ずる。 ① 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けた農林漁業者が、一定の環境負荷低減事業活動用資産（※ 1）の取得等をして、環境負荷低減事業活動等の用に供した場合には、その取得価格の 32%（建物等については 16%）の特別償却ができる。 ※ 1 環境負荷低減事業活動用資産 ・ 化学肥料・化学農薬の使用の減少に資する設備等 ・ 環境負荷低減事業活動（化学肥料及び化学農薬の施用及び使用を減少させる生産方式による事業活動に限る。）の安定に不可欠な設備等 ② 基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が、一定の基盤確立事業用資産（※ 2）の取得等をして、基盤確立事業の用に供した場合には、その取得価格の 32%（建物等については 16%）の特別償却ができる。 ※ 2 基盤確立事業用資産 ・ 化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の製造設備等		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （ ▲10 百万円） （ － 百万円）

(1) 政策目的

農林漁業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与する。

(2) 施策の必要性

近年、気候変動や生物多様性の保全に関する世界的な情勢が深刻化する中、農林水産分野での環境負荷低減の対応が国際的な重要課題となっている。また、我が国の農林水産業においても、高温や資材調達の不安定化による食料生産への影響が顕在化していることから、食料システム全体で環境負荷の低減を図ることが重要課題となっている。

こうした課題に対応していくため、農林水産省では令和3年に「みどりの食料システム戦略」（以下「みどり戦略」という。）を策定し、これを実現するための立法措置として、令和4年には「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）」が成立し、農林漁業に由来する環境負荷の低減の取組を行う農林漁業者及びその基盤を確立する事業者に関する計画の認定制度が設けられた。

その後、令和6年6月には、農林水産政策の基本理念や方向性を定める「食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）」が25年ぶりに改正され、「食料安全保障の確保」等と並んで、「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たに政策の柱として位置付けられたところであり、農林水産行政におけるみどり戦略の重要性はさらに増加している。

直近の情勢としても、令和6年には世界の平均気温が史上最高値を記録し、令和7年においても我が国で高温・渇水による影響が深刻化するなど、みどり戦略の推進の必要性はさらに高まっている。

こうした中で、みどりの食料システム法に基づく認定を受けた農業者及び事業者が必要な設備の導入を円滑に進め農林漁業の持続性の確保を図るには、投資インセンティブとして農業機械の取得等に伴う初期投資の負担軽減を図る本特例措置が有効であり、活用を希望する認定者が着実に伸びている中、引き続き、本特例措置が必要不可欠である。

その他の主な政府決定の方針に以下のとおり位置付けられており、生産現場における化学肥料・化学農薬の使用の低減や、その際に必要な新技術を普及するための基盤を確立することが極めて重要となっている。

- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日 閣議決定）」において、「食料安全保障の強化に向け、安定的な輸入と備蓄とを適切に組み合わせつつ、輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力の拡大等の構造転換を推進する（中略）みどりの食料システムの確立に向け、有機農業等の先進的な取組の後押し、食品事業者の育成及び生産者との連携の促進、消費者理解の醸成に資する「取組の見える化」等を進める。」とされている。
- ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和5年6月16日 閣議決定）」において、「みどりの食料システム戦略の実現に向けて、有機農業の推進、有機農産物の需要拡大に向けた食品事業者と生産者の連携、生産者の環境負荷低減の努力の見える化、農業分野でのＪークレジットの活用、食品企業の食品ロス削減に向けた役割の強化等に取り組み、環境と調和のとれた食料システムを確立する。」こととされている。
- ・「経済財政運営の改革の基本方針 2025（令和7年6月13日 閣議決定）」において、みどり戦略を加速化することとされている。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 I-4 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 《政策分野》 ⑯ 農業生産活動における環境負荷の低減
		政策の達成目標	本特例措置により、農業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することで、有機農業の取組面積を令和12年度までに6.3万haとする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日まで（2年間）
		同上の期間中の達成目標	みどりの食料システム法に基づき、農林漁業に由来する環境負荷低減に向けた取組を促進し、有機農業の取組面積を4.95万haに拡大させる。
		政策目標の達成状況	令和5年度末時点の有機農業の取組面積：3.45万ha
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度 104件 令和8年度 145件 令和9年度 205件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置は特別償却を可能としており、これにより、農業者及び事業者は環境負荷低減やその基盤の確立に向けて投資を行う初年度において、税負担軽減による資金繰りの緩和（資金繰りやキャッシュフローの改善）を図ることが可能であり、投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、幅広く農業者及び事業者の設備投資を支援するが、対象設備を一定要件を満たすものに限定することにより、生産性向上に資する投資に重点化して支援を行う制度設計がなされている。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	みどりの食料システム戦略推進総合対策 令和8年度概算要求額 39億円の内数 みどりの食料システム法に基づく認定を受けた農業者及び事業者の環境負荷低減の取組に資する機械・施設の導入や調査・分析・改良等の取組を支援。

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置については、モデル的な農業者及び事業者に対して取組を補助するものである。 一方、本特例措置については、幅広く投資を促進するために、投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある基盤確立事業者を広く支援するものである。
		要望の措置の妥当性	本特例措置については、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・化学農薬の使用の低減に関する取組に係る計画認定を受けた農業者及びその取組に必要な資材の生産等を行うことに係る計画認定を受けた事業者が、必要となる設備投資を行った場合に適用することとしている。 農業者及び事業者による機械等に対する投資を促進し、農業の生産性の維持・向上と環境負荷低減の両立を図るためには、対象者等が限定される補助事業では不十分であり、投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者及び事業者を幅広く支援できる税制措置と一体的に講じることで政策効果の拡大につながるため、政策手段として妥当。 これまでの適用実績は少ないが、これは令和4年度以降、肥料・燃料などの資材が高騰すること等により経営が厳しい状況となり、当初本特例措置の活用を希望していた者が活用を見送ったことによるものであり、令和7年度以降は経営改善が見込まれる中、環境負荷低減に取り組むための投資のインセンティブとして、引き続き本特例措置が必要。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和4年度 0件(3件) 令和5年度 4件(218件) 令和6年度 41件(413件) 【減収額】 令和4年度 0百万円(11百万円) 令和5年度 10百万円(64百万円) 令和6年度 22百万円(110百万円) ※ 適用件数及び減収額は、みどりの食料システム法に基づく認定計画書を基に算出。 前回要望時の見込みと実績が乖離している原因は、 ① 本特例措置の対象となる農業者の導入機械等は環境負荷低減に資するものとして国が確認したものとなるが、農業者のニーズに応じた機械等の開発・製造・販売が現時点では不十分であること ② 令和4年度以降、肥料・燃料などの資材が高騰すること等により経営が厳しい状況となる中、当初本特例措置の活用を希望していた者が活用を見送ったことによるものである。 このため、令和7年度以降、農業者のニーズに対応した対象機械の拡充や経営改善が見込まれる中、環境負荷低減に取り組むための投資のインセンティブとして、引き続き本特例措置が必要。

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却 ① 租税特別措置法第 44 条の 4 ② 適用件数 令和 4 年度 0 件 令和 5 年度 1 件 ③ 適用総額 令和 4 年度 0 百万円 令和 5 年度 39 百万円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	環境負荷低減の取組やその基盤を確立する事業に必要な機械等は初期投資額が大きいため、本特例措置により機械等の導入を行った際の税負担を軽減することにより農業者及び事業者による投資のインセンティブとなり、有機農業の取組面積増加に寄与している。
	前回要望時の達成目標	本特例措置により、農業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することで、令和 12（2030）年までに化学農薬使用量（リスク換算）を 10%低減（2019 年農薬年度比）、化学肥料使用量を 20%低減（2016 年比）、有機農業の取組面積を 6.3 万 ha とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 5（2023）年実績値は、化学農薬使用量（リスク換算）が 15%低減（2019 年農薬年度比）、化学肥料使用量が 25%低減（2016 年比）、有機農業の取組面積が 3.45 万 ha（2017 年比 1.1 万 ha 増加）となっており、目標達成に向け順調に推移している。
これまでの要望経緯		令和 4 年度 創設 令和 6 年度 適用期限の 2 年延長

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省輸出・国際局輸出支援課）

項 目 名		輸出事業用資産の割増償却の延長	
税 目		所得税・法人税	
要 望 の 内 容	＜制度の概要＞ 我が国で生産された農林水産物・食品の輸出の促進と農林水産業・食品産業の持続的な発展に寄与することを目的に施行された「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第 57 号。以下「輸出促進法」という。）が令和 4 年 10 月 1 日に改正されたことに基づき、青色申告書を提出する法人で輸出促進法の認定を受けた輸出事業者であるものが、輸出促進法の改正法の施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、輸出事業用資産の取得等をして、その法人の輸出事業の用に供した場合には、5 年間 30%（建物及びその附属設備並びに構築物については 35%）の割増償却ができるもの。 ＜要望の内容＞ 適用期限の 2 年延長		
	平年度の減収見込額		— 百万円
	（制度自体の減収額）		（ — 百万円）
	（改正増減収額）		（ — 百万円）

(1) 政策目的

我が国の農林水産業及び食品産業は、人口減少や高齢化等により国内市場が縮小している。一方、海外では新興国の経済成長や人口増加に伴い食の市場規模は拡大傾向にある。このため、我が国の農林水産業者の所得向上を図り、農林水産業及び食品産業が持続的に発展していくためには、農林水産物及び食品の輸出の大幅な拡大と、世界の食市場を獲得することが不可欠である。

一方で、輸出向け商品の開発や効率的な輸出物流の構築には、多額の設備投資が必要となると予測され、海外市場から利益を得るまでに時間を要し、積極的な投資が進まない課題がある。

改正輸出促進法のもと、物流の効率化や輸出先国の食品安全規制に対応する等による課題解決を促進することにより、農林水産物・食品の輸出拡大を図り、2030 年までに5 兆円という農林水産物・食品の輸出額目標の達成に寄与する。

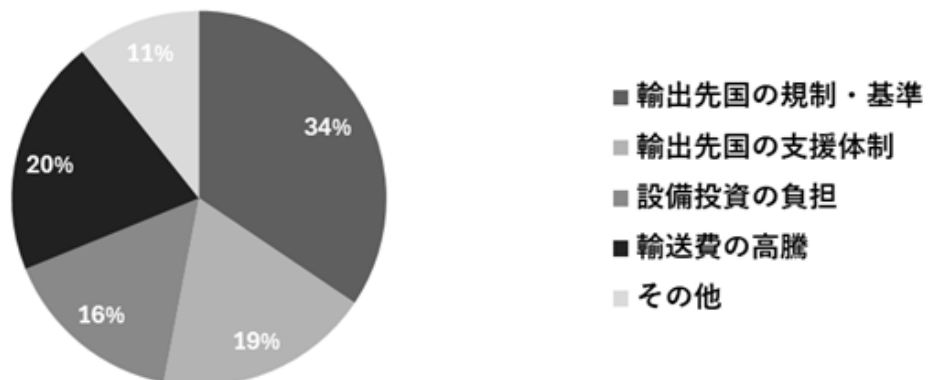
(2) 施策の必要性

農林水産物・食品の輸出を促進するためには、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した食品製造や効率的な輸出物流の構築が重要であり、そのためには輸出に対応した機械・施設等への投資を推進していく必要がある。

しかしながら、海外への輸出は、国内向けの生産・出荷と比較して、規制・検疫による輸入禁止リスク、契約不履行・カントリーリスク（政治・経済情勢）などによる代金回収リスク等が高く、投資後の資金繰り不安から投資に踏み切れない事業者が一定数存在する。

実際に、令和7 年度に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組む生産者・事業者 6880 人（回答：112 人）を対象に実施したアンケートにおいて、輸出拡大に向けた障害として「輸出先国の規制・基準」と回答した者が 34%、「設備投資の負担」と回答した者が 16%という結果であった。

現在、輸出拡大に向けて障害となっていることはなんですか。



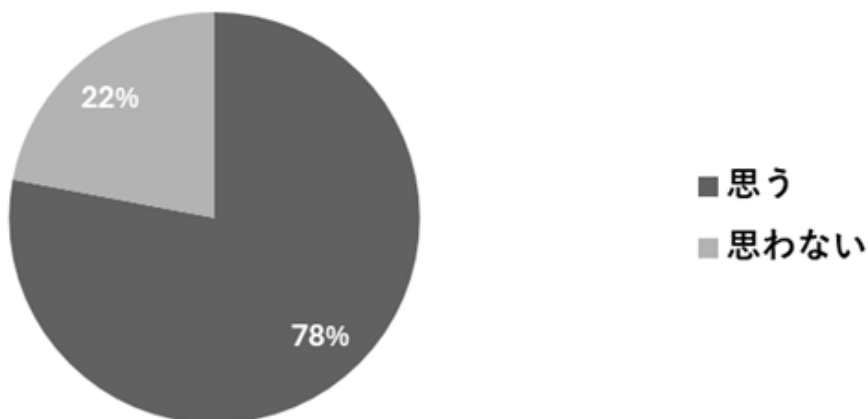
そのような中、平成 30 年度中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告によると、約6 割の企業は、税制措置が設備投資を後押しすると回答しており、税制措置が設備投資の後押しとなっていることが分かっている。

前述のアンケートにおいても設備投資後の税負担を軽減することが輸出拡大に踏み切る判断材料と「なる」と回答した者が 78%に上り、多くの事業者が設備投資後の税負担軽減が輸出拡大に踏み切る判断材料となると回答した。

このことを踏まえると、事業者の投資への後押しとしては税制による負担軽減が非常に有効であり、その分の資金を輸出拡大のための取組（商品開発や展示会への出展等）や設備投資として活用することで輸出事業が早期もしくは円滑に軌道に乗り、結果として我が国の輸出が拡大することが期待される。

農林漁業・食品産業の持続的な発展のためには、我が国の農林水産業者の所得向上を図り、成長する海外市場を視野に入れる必要がある（特に、環境や食品衛生に係る海外の規制への対応は、農業生産・食品製造の持続可能性を高めることにもなる。）。世界の農林水産物・食品市場が拡大する中で、輸出増のポテンシャルは高いものの、こうした輸出の阻害を打破し、海外市場に商流を拓き新たな稼ぎ方を常に模索を図るには、本税制措置による設備投資後のキャッシュフローを改善することが必要不可欠である。

設備投資後の税負担を軽減することは、輸出拡大に踏み切る判断材料になると思いますか。



今回の要望（租税特別措置）に関連する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る 《中目標》 I-2 輸出の促進 《政策分野》 ⑨農林水産物・食品の輸出の促進
		政策の達成目標	農林水産物・食品の輸出額を、2030年までに5兆円とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標	農林水産物・食品の輸出額を、2030年までに5兆円とすることを目標とする。
		政策目標の達成状況	令和6年の農林水産物・食品の輸出額：1兆5,071億円（対前年比+3.6%）

		農林水産物・食品 輸出額の推移 9,860 2020 12,382 2021 14,148 2022 14,541 2023 15,071 2024 (億円)
有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度 60件 令和8年度 120件 令和9年度 180件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	2030年の5兆円の輸出額目標の達成に向けては、輸出に取り組む事業者の増加と各事業者の取組の拡大が必要である。そのためには施設整備等への投資が重要であるが、投資後の資金繰り不安などから投資に踏み切れない事業者が一定数存在する。 そのような事業者の投資への後押しとして、税制上の特別措置を講じることは、これら事業者の設備投資後の資金繰りを緩和させる効果があるため、輸出に向けた設備投資に踏み切ることにつながることから、結果として事業者の輸出拡大に向けた投資の後押しに非常に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業」 令和6年補正 5,012 百万円 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定、ISO22000等の認証取得に必要な施設・設備等の整備を対象としている。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記補助金と本租税特別措置は重複して利用できないようにしている。 なお、上記補助金以外にも農林水産物または、食品の輸出の促進を目的とした国の補助金、給付金、または、交付金を受けた資産でないことを要件としている。
	要望の措置の妥当性	本税制措置には、導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であることを要件としており、必然的に輸出外需の拡大が見込まれる。 税制適用にあたって、事業者が作成する輸出事業計画は、改正輸出促進法のもとで農林水産大臣が定める基本方針に照らして適切なものであること等が認定の要件となっており、かつ、当該輸出事業計画が確実に実施されると見込まれるものを認定することとされていることから、必然的に政策目標達成に資する輸出事業計画が認定されるため、必要最低限の特例措置となっている。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和5年度 認定件数2件 減収額217万円 令和6年度 認定件数7件 減収額760万円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	根拠条文：租法第13条、第46条 適用件数：— 適用額：— ※令和5年度租税特別措置の適用実態調査結果より
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	輸出に係る設備投資は初期投資額が大きいため、本税制措置により設備の導入を行った際の税負担を軽減することは、農林水産業者及び輸出事業者による投資に大きなインセンティブとなり得る。 令和5年度の本税制措置による減収額は217万円であり、これらが輸出拡大のための取組（商品開発や展示会への出展等）や設備投資へ用いられると予測された。 実際に本税制措置の適用を受けた事業者へヒアリングを行った結果、運転資金や教育活動へ充当予定との回答を得た。 主な用途として、海外出張渡航費や宣伝販売費用、販路開拓・拡大以外に国産資源の品質や価値を広める活動を海外へ展開し、我が国の資源の利用促進活動の効果が出ているため、輸出を促進するという政策に資することが確認された。 現在、本税制措置の適用を見込む輸出事業計画数が着実に増えてきている状況があり、今後も一定の増加が見込まれることから、税制措置の目的である輸出拡大のための手段としての効果はあると考えられる。
	前回要望時の達成目標	農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和6年の農林水産物・食品の輸出額は1兆5,071億円（対前年比+3.6%）と引き続き増加しているが、令和7年（2025年）に2兆円の目標を達成するには、更なる伸びが必要な状況にある。 令和5年にはALPS処理水の海洋放出を理由に、中国が日本産の水産物を全面禁輸したことなどの影響があり、令和5～6年は輸出額の伸び率がそれ以前より鈍化するなど厳しい状況が続いていた。 現在は、令和7年1～6月の輸出額は伸び率が上昇（対前年同期比+15.5%）しており、目標の達成に向けて状況は好転していると見込まれる。
これまでの要望経緯		令和4年10月1日：制度開始 令和6年：適用期限の2年延長

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を 3 年延長すること。 〔現行制度の概要〕 農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育した肉用牛を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後 1 年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合、1 頭当たりの売却価額 100 万円（交雑種は 80 万円、乳用種は 50 万円）未満の肉用牛又は高等登録牛であって、その肉用牛の頭数の合計が 1,500 頭以内であるとき、その肉用牛の売却により生じた農業を営む個人の事業所得に対する所得税は免除、農地所有適格法人にあっては、利益の額を損金の額に算入する。		
内容	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （▲3,700 百万円） （— 百万円）	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 本特例措置は、我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、「食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月閣議決定）」（目標年度令和 12 年度）において定めている、牛肉需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標達成に向け、規模拡大等による経営体質の強化により経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重点品目に選定された牛肉の輸出拡大に資する。 (2) 施策の必要性 肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで 3 年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 また、高齢化に伴う離農の進展や、ウクライナ情勢や円安の進行等による飼料やその他資材、エネルギー価格等の高騰を受け、生産コストが上昇する中、枝肉・子牛価格の低迷が続いていたことに加え、米国の関税政策等により景気の先行きに不透明感が増すなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。 さらに、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた令和 12 年度までに 5 兆円とする新たな輸出額目標（牛肉：1,132 億円）の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、生産基盤の強化が不可欠である。 今後とも肉用牛経営の安定と国民から求められる国産牛肉の安定供給を図っていくためには、引き続き、本特例措置の継続が必要不可欠である。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 農業の持続的な発展 [政策分野] 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化																											
		政策の達成目標	「食料・農業・農村基本計画（令和7年4月閣議決定）」における令和12年度※の牛肉（部分肉）生産量を達成目標としている。 ※目標年度については、食料・農業・農村基本計画において10年後の数値目標が設定されることから令和12年度とした（5年毎に見直し）。 <table><tr><td></td><td colspan="4">目 標</td></tr><tr><td></td><td>令和5年度 (A)</td><td>令和12年度 (B)</td><td>年平均伸び率 (%) (5～12年度)</td><td>比率 (%) (B)/(A)</td></tr><tr><td>牛肉（部分肉）生産量 ＜枝肉換算＞ (単位：万トン)</td><td>35 ＜50＞</td><td>36 ＜51＞</td><td>0.14</td><td>103</td></tr></table>						目 標					令和5年度 (A)	令和12年度 (B)	年平均伸び率 (%) (5～12年度)	比率 (%) (B)/(A)	牛肉（部分肉）生産量 ＜枝肉換算＞ (単位：万トン)	35 ＜50＞	36 ＜51＞	0.14	103								
			目 標																											
			令和5年度 (A)	令和12年度 (B)	年平均伸び率 (%) (5～12年度)	比率 (%) (B)/(A)																								
	牛肉（部分肉）生産量 ＜枝肉換算＞ (単位：万トン)	35 ＜50＞	36 ＜51＞	0.14	103																									
租税特別措置の適用又は延長期間	所得税 令和9年1月1日から令和11年12月31日 法人税 令和9年4月1日から令和12年3月31日																													
同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																													
	政策目標の達成状況	本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。 [牛肉生産量の推移] <table><tr><td></td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年度</td></tr><tr><td>牛肉（部分肉）生産量 ＜枝肉換算＞ (単位：万トン)</td><td>34 ＜48＞</td><td>35 ＜49＞</td><td>35 ＜50＞</td><td>35 ＜50＞</td></tr></table> (農林水産省：食肉流通統計)						3年度	4年度	5年度	6年度	牛肉（部分肉）生産量 ＜枝肉換算＞ (単位：万トン)	34 ＜48＞	35 ＜49＞	35 ＜50＞	35 ＜50＞														
	3年度	4年度	5年度	6年度																										
牛肉（部分肉）生産量 ＜枝肉換算＞ (単位：万トン)	34 ＜48＞	35 ＜49＞	35 ＜50＞	35 ＜50＞																										
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td>区分</td><td>6年度 (見込み)</td><td>7年度 (見込み)</td><td>8年度 (見込み)</td></tr><tr><td>件数</td><td>18,762</td><td>18,762</td><td>18,762</td></tr><tr><td>減税額 (百万円)</td><td>4,929</td><td>4,929</td><td>4,929</td></tr><tr><td>区分</td><td>9年度 (見込み)</td><td>10年度 (見込み)</td><td>11年度 (見込み)</td></tr><tr><td>件数</td><td>18,762</td><td>18,762</td><td>18,762</td></tr><tr><td>減税額 (百万円)</td><td>4,929</td><td>4,929</td><td>4,929</td></tr></table>					区分	6年度 (見込み)	7年度 (見込み)	8年度 (見込み)	件数	18,762	18,762	18,762	減税額 (百万円)	4,929	4,929	4,929	区分	9年度 (見込み)	10年度 (見込み)	11年度 (見込み)	件数	18,762	18,762	18,762	減税額 (百万円)	4,929	4,929	4,929
区分	6年度 (見込み)	7年度 (見込み)	8年度 (見込み)																											
件数	18,762	18,762	18,762																											
減税額 (百万円)	4,929	4,929	4,929																											
区分	9年度 (見込み)	10年度 (見込み)	11年度 (見込み)																											
件数	18,762	18,762	18,762																											
減税額 (百万円)	4,929	4,929	4,929																											

		要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。また、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土の保全・有効活用等による地域経済の活力維持に寄与する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置（地方税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	肉用子牛生産者補給金制度（令和 7 年度 66,227 百万円） 肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に国から補給金を交付。 肉用牛肥育経営安定交付金制度（令和 7 年度 97,726 百万円） 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の一部を交付金として交付。 肉用牛経営安定対策補完事業（令和 7 年度 3,828 百万円） 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備の支援、離島及び山振地域における肉用子牛の集出荷促進及び、繁殖雌牛の増頭の取組を支援する。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本特例措置は、上記予算措置とともに、資金効率が悪く、経営リスクの高い肉用牛経営の安定を図るとともに、規模拡大等による経営体質の強化を促進し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、国産牛肉の安定供給を図るための肉用牛生産振興対策の一つとして発足し、我が国の肉用牛生産振興上、重要な役割を果たしてきている。また、離島や山振地域等の条件不利地域等における国土の有効利用と地域振興に寄与している。 これまで本特例措置の適用を受けてきたが、高齢化に伴う離農の進展や、ウクライナ情勢や円安の進行等による飼料やその他資材、エネルギー価格等の高騰を受け、生産コストが上昇する中、枝肉・子牛価格の低迷が続いていたことに加え、米国の関税政策等により景気の先行きに不透明感が増すなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。 さらに、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた令和 12 年度までに 5 兆円とする新たな輸出額目標（牛肉：1,132 億円）の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、さらなる生産基盤の強化が不可欠である。 このため、肉用牛農家の経営の安定を図り、条件不利地域の産業基盤の維持、新たな雇用の創出を促し、輸出を拡大していく上でも本特例措置について、適用期限を延長する必要がある。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績	<table><tr><td>区分</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td></tr><tr><td>件数</td><td>19,232 (22,013)</td><td>14,227 (22,013)</td><td>11,561 (22,013)</td></tr><tr><td>減税額 (百万円)</td><td>11,175 (10,257)</td><td>4,676 (10,257)</td><td>3,673 (10,257)</td></tr></table>	区分	3年度	4年度	5年度	件数	19,232 (22,013)	14,227 (22,013)	11,561 (22,013)	減税額 (百万円)	11,175 (10,257)	4,676 (10,257)	3,673 (10,257)							
区分	3年度	4年度	5年度																	
件数	19,232 (22,013)	14,227 (22,013)	11,561 (22,013)																	
減税額 (百万円)	11,175 (10,257)	4,676 (10,257)	3,673 (10,257)																	
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<table><tr><td>根拠条文</td><td>適用件数</td><td>適用総額</td></tr><tr><td>67の3</td><td>1,765</td><td>225億円</td></tr></table> (令和5年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第217回国会報告))	根拠条文	適用件数	適用総額	67の3	1,765	225億円													
根拠条文	適用件数	適用総額																		
67の3	1,765	225億円																		
租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。 [肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数の推移] <table><tr><td></td><td>3年 (実績)</td><td>4年 (実績)</td><td>5年 (実績)</td><td>6年 (実績)</td></tr><tr><td>1戸当たりの頭数 (頭)</td><td>61.9</td><td>64.7</td><td>69.6</td><td>73.2</td></tr></table> (農林水産省：畜産統計) [特例措置適用者の1戸当たりの飼養頭数の推移] <table><tr><td></td><td>5年 (実績)</td><td>6年 (実績)</td></tr><tr><td>1戸当たりの頭数 (個人)(頭)</td><td>25.8</td><td>33.4</td></tr><tr><td>1戸当たりの頭数 (法人)(頭)</td><td>782.0</td><td>811.4</td></tr></table> (食肉鶏卵課：肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(令和6年)) 1戸当たりの飼養頭数は増加しており、規模拡大は進んでいる。		3年 (実績)	4年 (実績)	5年 (実績)	6年 (実績)	1戸当たりの頭数 (頭)	61.9	64.7	69.6	73.2		5年 (実績)	6年 (実績)	1戸当たりの頭数 (個人)(頭)	25.8	33.4	1戸当たりの頭数 (法人)(頭)	782.0	811.4
	3年 (実績)	4年 (実績)	5年 (実績)	6年 (実績)																
1戸当たりの頭数 (頭)	61.9	64.7	69.6	73.2																
	5年 (実績)	6年 (実績)																		
1戸当たりの頭数 (個人)(頭)	25.8	33.4																		
1戸当たりの頭数 (法人)(頭)	782.0	811.4																		
前回要望時の達成目標	<table><tr><td></td><td colspan="4">目 標</td></tr><tr><td></td><td>平成30 年度 (A)</td><td>令和12 年度 (B)</td><td>年平均伸び率 (%) (30～12年度)</td><td>比率 (%) (B)/(A)</td></tr><tr><td>牛肉(部分肉) 生産量 <枝肉換算> (単位：万トン)</td><td>33 <48></td><td>40 <57></td><td>0.58</td><td>147</td></tr></table>		目 標					平成30 年度 (A)	令和12 年度 (B)	年平均伸び率 (%) (30～12年度)	比率 (%) (B)/(A)	牛肉(部分肉) 生産量 <枝肉換算> (単位：万トン)	33 <48>	40 <57>	0.58	147				
	目 標																			
	平成30 年度 (A)	令和12 年度 (B)	年平均伸び率 (%) (30～12年度)	比率 (%) (B)/(A)																
牛肉(部分肉) 生産量 <枝肉換算> (単位：万トン)	33 <48>	40 <57>	0.58	147																
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時(令和4年)において、目標としていた牛肉生産量40万トン(目標年度は令和12年度)に対し、令和4年度以降、牛肉の生産量は前年度を上回って推移したものの、令和6年度実績は35.3万トンにとどまった。この主な要因として、肉用牛繁殖雌牛は増加傾向で推移し、1戸当たりの飼養頭数は拡大しているものの、肉用子牛生産者の高齢化等の進展により小規模層を中心に飼養戸数が減少したため、牛肉生産量の大幅な増加にはならなかったことが考えられる。																			

これまでの 要望経緯	令和 5 年度：延長 令和 2 年度：延長 平成 29 年度：延長 平成 26 年度：延長 平成 23 年度：延長 1 戸当たりの売却頭数の上限見直し（2,000 頭から 1,500 頭）、1 頭当たりの売却価額の上限を見直し（交雑種の売却価額 100 万円から 80 万円） 平成 20 年度：延長 1 戸当たりの売却価額に上限（2,000 頭）を設定、1 頭当たりの売却価額の上限を見直し（乳用種の売却価額 100 万円から 50 万円） 平成 17 年度：延長 適用期間を 5 年間から 3 年間に短縮 平成 16 年度：農業災害補償法の改正に伴う規定の整備 平成 12 年度：延長 平成 7 年度：延長 平成 2 年度：延長 農協等の指定要件の変更、農協等への委託販売の対象に肉専用種子牛を拡大 昭和 60 年度：延長 昭和 55 年度：延長 子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛の追加、100 万円以上の肉用牛を課税 昭和 52 年度：延長 昭和 49 年度：乳用雄子牛の価格安定事業を行う農林水産大臣の指定を受けた農協等を追加 昭和 47 年度：延長 昭和 45 年度：食肉センター等のうち農林水産大臣の認定を受けた市場を追加 昭和 44 年度：条例市場のうち農林水産大臣の認定を受けた市場を追加 昭和 42 年度：創設
-----------------------	---

項目名	山林所得に係る森林計画特別控除の延長		
税目	所得税		
要望の内容	〈制度の概要〉 個人が有する森林につき森林経営計画に基づいて山林を伐採又は譲渡した場合、所得の金額の計算上、その収入金額から伐採・搬出等の必要経費を控除した残額の 20%に相当する金額（収入金額が 2,000 万円を超える場合は、その超える部分の金額については 10%に相当する金額）又は収入金額の 50%に相当する金額から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を森林計画特別控除として総収入金額から控除することができる。 〈要望の内容〉 山林所得に係る森林計画特別控除の 2 年延長		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （ － 百万円） （ － 百万円）
	(1) 政策目的 森林経営計画の作成により、計画的かつ合理的な森林の整備および保全を推進し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図る。 我が国の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、効率的かつ安定的な森林経営に向けて、森林所有者による森林経営計画の作成を推進し、これに基づく低コストで効率的かつ持続的な施業の実施の定着を図る。 (2) 施策の必要性 我が国の森林の所有は小規模・分散的で、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することが困難である場合が多く、こうした森林所有者をとりまとめ、森林を面的にまとめて持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の発揮を図っていくため、森林経営計画の作成を推進する必要がある。 一方、森林経営計画の認定に当たっては、適正な伐採、伐採後の造林や間伐などの施業の実施基準に従っていることが求められるため、伐採量及び伐採時期等が制約され、森林所有者は不利益を被ることとなる。 我が国の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、森林資源の持続的な利用を進めるに当たっては、林業適地における再造林を促進することが重要である。このため、令和 3 年 6 月に閣議決定された森林・林業基本計画に基づき各般の取組を進めており、令和 4 年 4 月から森林法に基づく市町村森林整備計画において「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の設定を進めるとともに、森林経営計画の実施基準として当該区域内における主伐後の再造林を義務付けている。 このように、森林経営計画制度は、再造林の促進に大きく貢献するものであることから、森林経営計画の作成にインセンティブを与え、計画に従った伐採や伐採後の更新を図る上で、森林計画特別控除の必要性はより高まっている。 なお、森林経営計画が作成された森林は、農林水産省の政策目標の 1 つである「森林の経営管理の集積等」において、「私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積」にカウントしている。また、目標値については、令和 7 年に、森林経営管理法改正に伴って見直しを行っている。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 《政策分野》 森林の有する多面的機能の発揮																																																
		政策の達成目標	私有人工林の5割(320万 ha)を令和12年度までに集積・集約化する。																																																
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年1月1日～令和10年12月31日																																																
		同上の期間中の達成目標	私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合 令和10年度 95%																																																
	政策目標の達成状況	年度ごとの目標値（％） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>H27年度 (基準値)</th><th>R元年度</th><th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th><th>R8年度</th><th>R9年度</th><th>R10年度</th></tr><tr><td rowspan="2">私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合</td><td>計画</td><td>71</td><td>76</td><td>78</td><td>79</td><td>81</td><td>84</td><td>86</td><td>88</td><td>90</td><td>93</td><td>95</td></tr><tr><td>実績</td><td></td><td>78</td><td>79</td><td>82</td><td>84</td><td>86</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※ 政策目標の見直しに伴い、R7年度以降の目標値を見直し													区分		H27年度 (基準値)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合	計画	71	76	78	79	81	84	86	88	90	93	95	実績		78	79	82	84	86	—			
区分		H27年度 (基準値)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度																																							
私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合	計画	71	76	78	79	81	84	86	88	90	93	95																																							
	実績		78	79	82	84	86	—																																											
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><th>区分</th><th>R6年度 (見込)</th><th>R7年度 (見込)</th><th>R8年度 (見込)</th><th>R9年度 (見込)</th><th>R10年度 (見込)</th></tr><tr><td>適用件数 (件)</td><td>2,200</td><td>2,256</td><td>2,320</td><td>2,384</td><td>2,448</td></tr><tr><td>減税額 (百万円)</td><td>92</td><td>95</td><td>97</td><td>100</td><td>103</td></tr></table>													区分	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)	R9年度 (見込)	R10年度 (見込)	適用件数 (件)	2,200	2,256	2,320	2,384	2,448	減税額 (百万円)	92	95	97	100	103																			
	区分	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)	R9年度 (見込)	R10年度 (見込)																																													
適用件数 (件)	2,200	2,256	2,320	2,384	2,448																																														
減税額 (百万円)	92	95	97	100	103																																														
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	適用件数は年間2千件程度で推移し、その対象者は全国の森林所有者となっており、本特例措置により、森林経営計画に基づく計画的な森林経営が全国で促進されている。																																																		

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																								
	要望の措置の妥当性	人工林が本格的な利用期を迎えており、森林資源の持続的な利用の推進が重要となっており、主伐に対する唯一の政策手段である本特例措置により、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与えることで、適切かつ合理的な森林整備及び保全を推進し、森林の有する多面的機能の発揮が図られる。 また、個人の森林所有者を対象に幅広く全国的に適用されており、政策目的を実現する上で有効な手段である。																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table><tr><td>区分</td><td>R元年度</td><td>R2年度</td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td></tr><tr><td>対象者数 (人)</td><td>2,109</td><td>1,941</td><td>1,875</td><td>2,312 (1,975)</td><td>2,414 (2,030)</td></tr><tr><td>適用件数 (件)</td><td>2,109</td><td>1,941</td><td>1,875</td><td>2,312 (1,975)</td><td>2,414 (2,030)</td></tr><tr><td>減税見込額 (百万円)</td><td>47</td><td>50</td><td>67</td><td>112 (52)</td><td>101 (54)</td></tr></table> ※数値は、森林計画特別控除に係る立木の伐採（譲渡）証明申請実績等から推計。 括弧内の数値は、前回要望の見込み。	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	対象者数 (人)	2,109	1,941	1,875	2,312 (1,975)	2,414 (2,030)	適用件数 (件)	2,109	1,941	1,875	2,312 (1,975)	2,414 (2,030)	減税見込額 (百万円)	47	50	67	112 (52)	101 (54)
	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																				
	対象者数 (人)	2,109	1,941	1,875	2,312 (1,975)	2,414 (2,030)																				
	適用件数 (件)	2,109	1,941	1,875	2,312 (1,975)	2,414 (2,030)																				
	減税見込額 (百万円)	47	50	67	112 (52)	101 (54)																				
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																									
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置により、立木の販売にかかる森林所有者負担を軽減させ、森林経営計画の作成と継続を促進するとともに、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与えることで、適切かつ合理的な森林整備及び保全が推進され、森林の有する多面的機能の発揮が期待される。																									
前回要望時の達成目標	私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合の向上																									

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和5年度時点の目標 84%に対して、令和5年度実績 86%となっている状況(達成度合は 115%)。
これまでの要望経緯	昭和42年 制度創設(時限措置：2年又は3年毎に延長) 平成26年度改正にて見直し後の森林経営計画への継続措置 平成27年度改正にて3年延長及び控除率の見直し 平成29年度改正にて森林経営計画の認定基準見直しに伴う措置 平成30年度改正にて2年延長 令和2年度改正にて2年延長 令和4年度改正にて2年延長 令和6年度改正にて2年延長	

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省経営局経営政策課）

項 目 名		農業者年金の保険料上限額の引上げに伴う税制上の所要の措置	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	＜制度の概要＞		
	農業者年金の保険料については、社会保険料控除として全額所得控除可能。		
	＜要望の内容＞		
	農業者年金の保険料の上限額 6.7 万円について、7.4 万円に見直した後も、引き続き、保険料の全額を社会保険料控除の対象にすることを要望。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改 正 増 減 収 額）	（ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	農業者の老後生活の安定を目的とした農業者年金制度によって農業で生計を立てる担い手の育成・確保を図って、農業生産の向上を実現することにより、食料自給力を確保するものである。		
	(2) 施策の必要性		
	我が国において、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や荒廃農地の拡大が進み、地域内に農地の受け手がないことなどの理由により地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されている。		
	このような状況を踏まえて、食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月策定）において、農業の持続的な発展に向けて、農業者年金等の支援も含めて農業で生計を立てる担い手を育成・確保することとされている。		
	農業者年金制度は、老後所得の充実により農業で生計を立てる担い手（自営農業に従事する個人）を確保しようとするものであるが、現行の保険料上限額 6.7 万円については平成 14 年度制度創設当時の据え置かれた基準額であり、公的年金を補完し、老後にむけた資産形成を支援する観点から、見直す必要がある。		
	また、課税の公平性を確保する観点から、今般掛金上限額の引上げが措置された国民年金基金等の拠出限度額 7.5 万円（現行 6.8 万円）と平仄をあわせるため、7.4 万円（現行 6.7 万円）に引き上げ、農業者年金制度の更なる充実等について見直しを行う必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 我が国の食料供給 《政策分野》 食料自給力の確保
		政策の達成目標	49歳以下の農業従事者数を維持する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	49歳以下の農業従事者数 4.8 万人（令和5年度）
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	平均寿命が延びる中で、農業者の自主的な努力を支援する農業者年金の更なる充実・普及を図ることは、農業者の高齢期における所得の確保に資するとともに農業の持続的な発展に向けた農業で生計を立てる担い手の確保に寄与することとなる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税について、同様の要望を提出している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○農業者年金事業（うち新制度分） 令和7年度予算：76,005 百万円（621 百万円） 令和8年度要求：76,005 百万円（621 百万円） ○（独）農業者年金基金運営費交付金 令和7年度予算：4,263 百万円 令和8年度要求：4,985 百万円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	農業者年金事業は、①旧制度の加入者（受給権者）への年金給付に要する費用の国庫負担、②新制度加入者のうち政策支援（保険料補助）の対象者への国庫助成に係る予算となっており要望項目の対象者と重複することはない。

		要望の措置 の 妥 当 性	農業者年金制度においては、生涯所得に資する年金水準を確保するとともに、公的年金として過大な年金額となることのないように年金設計されていることから、必要最小限の措置で、農業者の老後生活の安定を図り、もって農業者の確保に資する有効な手法である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調 査 結 果	—	
	租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段としての 有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯		・昭和46年度 創設（～平成13年度）※旧制度 ・平成14年度 創設 ※新制度 ・令和2年度 加入可能年齢について、「60歳未満」から「65歳未満」へ引上げ	

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省経営局農地政策課）

項 目 名		農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置の延長	
税 目		登録免許税	
要 望 の 内 容	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構（以下「機構」という。）が、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 7 条第 1 号に規定する農地売買等事業により、農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記（取得後 1 年以内に行うものに限る。）に係る登録免許税の軽減措置（20/1,000→10/1,000）の適用期限を 2 年延長すること。		
	平年度の減収見込額		－ 百万円
	（制度自体の減収額）		（ － 百万円）
	（改正増減収額）		（ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化により、農地の有効利用や担い手の生産性向上を推進し、食料自給力を確保すること (2) 施策の必要性 ① 高齢化や人口減少により農業者の減少が進み、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農林水産省では、昨年6月に改正施行された食料・農業・農村基本法の基本理念の一つである「食料安全保障の確保」を実現する観点から、同法に基づき本年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画における講ずべき施策として、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めることとしている。 令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、 ア 人・農地プランを地域計画として法定化し、地域の話合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を目標地図として明確化した上で、 イ 目標地図を実現すべく、地域内外から受け手を幅広く確保しつつ、機構を活用した農地の集約化等を進めていく こととし、加えて、地域計画の実現のためには、機構が地域の農用地等の大宗を積極的に引き受け、一元的に配分することが重要であるため、農地の権利移動の手法を、機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」に一本化する改正を行い、従来以上に機構を介した農地の権利移動を推進することとしたところである。 担い手への農地の集積・集約化に向けては、機構が行う農地中間管理事業による利用権設定だけではなく、機構が行う農地売買等事業による所有権移転も有効な手段であり、都府県と比べ農地が安価である北海道を中心に実施されているところ。 農地売買等事業は、出し手の売渡希望時期と受け手の買入希望時期のタイムラグを、機構が農地を一旦保有することにより解消することができ、離農農家の農地を担い手へ引き渡す手段として有効である。 今後も農地売買等事業による担い手への農地の集積・集約化を推進し、地域計画の実現を後押しするためにも、機構が農地を取得する際の費用を軽減し、担い手に対する売渡価格への転嫁を抑制する本特例措置は、引き続き継続していく必要がある。 ② 意欲ある農業者に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定されている。 ア 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号） （令和6年6月5日改正法施行） （望ましい農業構造の確立） 第26条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。 （農地の確保及び有効利用） 第28条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積及びこれらの農地の集団化、農地の適正かつ効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
--------------------------	--

		イ 食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定） 食料安全保障を実現する観点から、「食料自給力の確保」において ・ 2030 年度の担い手への農地集積率の目標値として 7 割 ・ 地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めることを明記。 ウ 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号） （援助） 第 31 条 国及び都道府県は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。																		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 我が国の食料供給 《政策分野》 食料自給力の確保																	
		政策の達成目標	令和 12 年度の担い手への農地集積率が 7 割																	
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間延長																	
		同上の期間中の達成目標	担い手への農地集積率を 7 割に拡大していく																	
	政策目標の達成状況	令和 7 年 3 月末における担い手への農地集積率は 61.5%。																		
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み <table><tr><td></td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度</td><td>令和 9 年度</td></tr><tr><td>適用法人数(機構)</td><td>34</td><td>34</td><td>34</td></tr><tr><td>適用件数(件)</td><td>11, 213</td><td>11, 233</td><td>11, 216</td></tr><tr><td>減収額(百万円)</td><td>32</td><td>32</td><td>32</td></tr></table>				令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	適用法人数(機構)	34	34	34	適用件数(件)	11, 213	11, 233	11, 216	減収額(百万円)	32	32
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度																	
適用法人数(機構)	34	34	34																	
適用件数(件)	11, 213	11, 233	11, 216																	
減収額(百万円)	32	32	32																	

			※ 令和7年度以降は、「農用地利用集積計画」が、機構を経由する「農用地利用集積等促進計画」に一本化。															
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	令和8年度の農地の有償所有権移転見込み件数(50,780件)のうち、促進計画等による見込み件数(14,892件)の割合は29%であり、そのうち、本特例措置の適用見込み件数(11,233件)は75%を占めており、農用地の円滑な権利移動を促し、食料・農業・農村基本計画に掲げる目標達成に寄与する。 ※ 令和8年度の見込み件数は、令和2年度～令和4年度の「農地の権利移動・借賃等調査」による実績から算出。															
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	機構が農地を取得する場合の納税義務の免除等(不動産取得税)(地方税法第73条の27の6第1項)															
		予算上の措置等の要求内容及び金額	機構が行う農地買入等に要する借入資金に対する利子助成(農地中間管理機構事業の令和7年度予算額約43億円の内数)															
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構を経由した農地売買を促進し、担い手への農地の集積・集約化を推進するために、予算上の措置は機構の借入資金に対する利子を助成し、税制上の措置は機構が農地を取得する場合の登録免許税を軽減することとしている。															
		要望の措置の妥当性	農地売買等事業は、出し手の売渡希望時期と受け手の買入希望時期のタイムラグを、機構が一旦保有することにより解消することができ、離農農家の農地を担い手へ引き渡す手段として有効である。 一方で、機構が農地等を取得した際の登録免許税については、担い手への売渡価格に転嫁されてしまうことから、担い手の費用負担を軽減するために本特例を講じることは妥当な措置である。 また、本特例措置の適用対象は、機構が買い入れた農用地区域内の農地等に限られており、政策目標達成のために必要最小限の措置となっている。															
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	適用実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数(機構)</td><td>34</td><td>35</td><td>34</td></tr> <tr> <td>適用件数(件)</td><td>2,500</td><td>2,361</td><td>2,311</td></tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td><td>9</td><td>10</td><td>8</td></tr> </tbody> </table> ※ 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額(法務省・登記統計)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	適用法人数(機構)	34	35	34	適用件数(件)	2,500	2,361	2,311	減収額(百万円)	9	10
	令和3年度	令和4年度	令和5年度															
適用法人数(機構)	34	35	34															
適用件数(件)	2,500	2,361	2,311															
減収額(百万円)	9	10	8															

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	令和4年度の農地の有償所有権移転件数(50,614件)のうち、農用地利用集積計画による件数(14,593件)の割合は29%であり、そのうち、本特例措置の適用件数(11,143件)は76%を占める。 ※ 令和4年度の件数は、「農地の権利移動・借賃等調査」による実績から算出。 北海道のように、農地の売買価格が農地の収益還元価格に近い地域においては、売買による担い手への農地の集積・集約化が進んでいる。特に担い手による農地の購入のニーズがあるものの、すぐに資金を確保できない場合において、農地を譲渡したい離農者等から機構が買い入れ、買い手の資金が確保できるまで一定期間機構が農地を保有し、資金が確保できた後に売り渡すことができる農地売買等事業は、離農者の農地を効率的に担い手に集積するのに役立てられている。 本特例措置は、機構の農地取得の際の登録免許税の負担を軽減し、担い手への売渡価格への転嫁を軽減することにより、農地売買等事業の活用を促進することで、担い手への農地の集積・集約化及び地域計画を実現するための手段として有効である。
	前回要望時の 達成目標	令和5年度末までに、全農地面積の8割が「担い手」によって利用される。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	令和7年3月末における担い手による農地の利用面積は約263万haであり、全耕地面積(約430万ha)に占める割合は約6割(61.5%)となっている。 これまで担い手への農地の集積を進めてきたが、高齢化・人口減少が進み、離農者が増加する中、担い手が利用している農地が分散状態にあり、農業生産の効率化が進まないことから、既存の担い手が農地を引き受けきれない地域が増加していたところ。これらの問題に対応するため、令和5年の改正基盤法により、地域全体の農業の将来の在り方を示した地域計画の策定を法定化するとともに、農地の権利設定を農地の再配分機能を有する機構経由へと一本化する改正を行い、本年4月から制度が本格施行されたところである。 今後も改正後の制度を適切に運用することはもとより、必要に応じた見直し、税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成に向けた取組みを加速化する必要がある。
これまでの 要望経緯		平成26年度 創設 以降2年ごとに期限延長を要望 令和6年度 2年延長

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

農林水産省 農産局 技術普及課
林野庁 経営課
木材産業課
水産庁 加工流通課

項 目 名		地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乘せされる税率に係る還付措置の延長	
税 目		石油石炭税	
要 望 の 内 容	平成 24 年 10 月 1 日から実施されている地球温暖化対策のための課税の特例により石油石炭税に上乘せされる税率に関して、農業機械、林業機械及び漁業用の動力源に供される軽油について還付措置を 3 年延長する。		
	（現行制度の概要）		
	石油石炭税課税済みの原油又は粗油から国内において製造された特定用途石油製品（農林漁業用の場合は軽油）を特定の用途に供した場合には、用途に供した特定用途石油製品につき、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」による税率により計算した石油石炭税額と本則税率により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額（平成 28 年 4 月以降 760 円/KL）が当該特定用途石油製品等の製造者等へ還付される。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）		— 百万円 （▲6,000 百万円の内数） （ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 農林漁業を行う上で、農業機械、林業機械及び漁業用に供される軽油は必要不可欠な生産資材であり、本税制措置を講じることにより、農林漁業者の生産資材コストの負担を軽減し、農林漁業者の経営の安定と農産物、木材及び水産物の安定供給を確保することを目的としている。 (2) 施策の必要性 農業は、堆肥や緑肥などの有機物の施用による土作りを推進することにより農地及び草地土壌における炭素貯留に貢献しており、CO₂を排出するのみの他産業とは異なるため、農業用軽油に地球温暖化対策税を課することは適当ではない。 また、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる費用負担を農産物価格に転嫁することは困難であり、農業者の経営に悪影響を与えるため、本還付措置を延長することが必要である。 林業は、間伐等の森林整備を行うことで、森林の二酸化炭素吸収量の確保など地球温暖化防止に大きく寄与しているものであり、林業用軽油に地球温暖化対策税を課することは適当ではない。 また、生産される木材は輸入木材と競合していることから、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる費用負担を木材価格に転嫁することは困難であり、林業者の経営に悪影響を与えるため、本還付措置を延長することが必要である。 漁業は、漁業生産活動を行いながら、水産資源の持続的な利用のため、魚つき林の整備・育成や藻場の造成・保全等が実施されるなど地球温暖化対策に貢献しており、漁業用軽油に地球温暖化対策税を課することは適当ではない。 また、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる費用負担を水産物価格に転嫁することは困難であり、漁業者の経営に悪影響を与えるため、本還付措置を延長することが必要である。		
今回の要望（租税特別措置）に	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 林業の持続的かつ健全な発展 林産物の供給及び利用の確保 漁業経営の安定

	政 策 の 達成目標	生産資材コストの低減により農林漁業者の経営の安定を図り、農産物、木材及び水産物の安定的な供給を確保することを達成目標とする。																																
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)																																
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。																																
	政策目標の達成状況	本特例措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、農林漁業者の経営の安定及び農産物、木材及び水産物の安定的な供給に寄与してきたところである。																																
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>令和8年度見込</th></tr><tr><td rowspan="4">対象者数 (千人)</td><td>計</td><td>267</td></tr><tr><td>農業者</td><td>218</td></tr><tr><td>林業者</td><td>2</td></tr><tr><td>漁業者</td><td>47</td></tr><tr><td rowspan="4">適用数量 (千 KI)</td><td>計</td><td>804</td></tr><tr><td>農業者</td><td>390</td></tr><tr><td>林業者</td><td>103</td></tr><tr><td>漁業者</td><td>311</td></tr><tr><td rowspan="4">減税見込額 (百万円)</td><td>計</td><td>611</td></tr><tr><td>農業者</td><td>296</td></tr><tr><td>林業者</td><td>78</td></tr><tr><td>漁業者</td><td>236</td></tr></table>			区 分		令和8年度見込	対象者数 (千人)	計	267	農業者	218	林業者	2	漁業者	47	適用数量 (千 KI)	計	804	農業者	390	林業者	103	漁業者	311	減税見込額 (百万円)	計	611	農業者	296	林業者	78	漁業者	236
	区 分		令和8年度見込																															
対象者数 (千人)	計	267																																
	農業者	218																																
	林業者	2																																
	漁業者	47																																
適用数量 (千 KI)	計	804																																
	農業者	390																																
	林業者	103																																
	漁業者	311																																
減税見込額 (百万円)	計	611																																
	農業者	296																																
	林業者	78																																
	漁業者	236																																
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	農林漁業において、経営コストが増加傾向にあるのに加えて、林業では生産される木材は輸入木材と競合していること、漁業では経営に占める生産資材コストの割合が高いことから、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる費用負担は農林漁業経営に悪影響を与えるため、農林漁業者の経営の安定を図り、農産物、木材及び水産物の安定供給を確保するためには、本税制措置は有効な手段である。																																	

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	軽油引取税の課税免除の特例（農業用機械等、林業・木材加工用機械等及び船舶（漁船）の動力源に供する軽油）			
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—			
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—			
	要望の措置の妥当性	軽油は、農林漁業を営むために必要不可欠な生産資材であり、主要な農林業機械や漁業用の動力源に使用される軽油の代替燃料はないため、農産物、木材及び水産物の安定供給を確保するためには、農林漁業者の生産資材コストの低減につながる本税制措置を講じることが妥当である。			

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>R 3 年度 実績</th><th>R 4 年度 実績</th><th>R 5 年度 実績</th></tr><tr><td rowspan="4">対象者数 (千人)</td><td>計</td><td>280 (293)</td><td>271 (293)</td><td>267 (293)</td></tr><tr><td>農業者</td><td>229 (240)</td><td>222 (240)</td><td>218 (240)</td></tr><tr><td>林業者</td><td>2 (2)</td><td>2 (2)</td><td>2 (2)</td></tr><tr><td>漁業者</td><td>49 (51)</td><td>47 (51)</td><td>47 (51)</td></tr><tr><td rowspan="4">適用数量 (千 kl)</td><td>計</td><td>813 (802)</td><td>810 (802)</td><td>804 (802)</td></tr><tr><td>農業者</td><td>385 (373)</td><td>391 (373)</td><td>390 (373)</td></tr><tr><td>林業者</td><td>99 (93)</td><td>100 (93)</td><td>103 (93)</td></tr><tr><td>漁業者</td><td>330 (336)</td><td>319 (336)</td><td>311 (336)</td></tr><tr><td rowspan="4">減税 実績額 (百万円)</td><td>計</td><td>619 (609)</td><td>616 (609)</td><td>611 (609)</td></tr><tr><td>農業者</td><td>293 (283)</td><td>297 (283)</td><td>296 (283)</td></tr><tr><td>林業者</td><td>75 (71)</td><td>76 (71)</td><td>78 (71)</td></tr><tr><td>漁業者</td><td>251 (255)</td><td>242 (255)</td><td>236 (255)</td></tr></table>					区 分		R 3 年度 実績	R 4 年度 実績	R 5 年度 実績	対象者数 (千人)	計	280 (293)	271 (293)	267 (293)	農業者	229 (240)	222 (240)	218 (240)	林業者	2 (2)	2 (2)	2 (2)	漁業者	49 (51)	47 (51)	47 (51)	適用数量 (千 kl)	計	813 (802)	810 (802)	804 (802)	農業者	385 (373)	391 (373)	390 (373)	林業者	99 (93)	100 (93)	103 (93)	漁業者	330 (336)	319 (336)	311 (336)	減税 実績額 (百万円)	計	619 (609)	616 (609)	611 (609)	農業者	293 (283)	297 (283)	296 (283)	林業者	75 (71)	76 (71)	78 (71)	漁業者	251 (255)	242 (255)	236 (255)
		区 分		R 3 年度 実績	R 4 年度 実績	R 5 年度 実績																																																								
		対象者数 (千人)	計	280 (293)	271 (293)	267 (293)																																																								
			農業者	229 (240)	222 (240)	218 (240)																																																								
			林業者	2 (2)	2 (2)	2 (2)																																																								
			漁業者	49 (51)	47 (51)	47 (51)																																																								
		適用数量 (千 kl)	計	813 (802)	810 (802)	804 (802)																																																								
			農業者	385 (373)	391 (373)	390 (373)																																																								
			林業者	99 (93)	100 (93)	103 (93)																																																								
			漁業者	330 (336)	319 (336)	311 (336)																																																								
		減税 実績額 (百万円)	計	619 (609)	616 (609)	611 (609)																																																								
			農業者	293 (283)	297 (283)	296 (283)																																																								
			林業者	75 (71)	76 (71)	78 (71)																																																								
			漁業者	251 (255)	242 (255)	236 (255)																																																								
		(注) 下段の括弧書きは、前回要望時の見込値																																																												
		※減税実績額は、適用数量に適用税率（平成 28 年 4 月以降は 760 円/KL）を乗じた額。																																																												

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	農林漁業は地球温暖化防止に貢献している産業であり、地球温暖化対策税を課すことは適当ではない。軽油等の資材費が高騰する中、租税特別措置が適用されないと、農林漁業経営に悪影響を与えることになることから、極めて多数の農林漁業者に対して広く地球温暖化対策税の負担を軽減するには本税制措置が有効である。
	前回要望時の 達成目標	今回要望の達成目標と同じ。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	農林漁業は、本措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、農林漁業者の経営の安定及び農産物、木材及び水産物の安定的な供給が図られているが、農林漁業者を巡る状況は依然として厳しく、引き続き、本特例措置により農林漁業者の経営の安定及び農産物、木材及び水産物の安定供給の確保する必要がある。
これまでの 要望経緯		平成 24 年度 創設 平成 26 年度 延長（3 年間） 平成 29 年度 延長（3 年間） 令和 2 年度 延長（3 年間） 令和 5 年度 延長（3 年間）

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省経営局金融調整課）

項 目 名	制度資金など関連施策の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	複数税目		
要 望 の 内 容	サステイナブルな農業構造への転換に向け、農協系統をはじめとする民間資金の更なる活用を促進するとともに、民間金融機関が取り扱う制度資金について、更なる資金ニーズの拡大に対応可能な貸付条件を有し、より速やかな融資実行が可能となるよう関連施策を見直すに当たり、税制上の所要の措置を要望する。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	農業経営の規模拡大に伴い拡大する資金ニーズへの対応によるサステイナブルな農業構造への転換		
	(2) 施策の必要性		
	農業経営の規模拡大や食料システムの取組（物流、加工、輸出等）の進展などにより、農業分野の融資は拡大している状況にある。今後、土地利用型を中心に更に拡大していくことが予想される規模拡大等に伴う資金ニーズの拡大に対応するため、民間資金の更なる活用が必要となっている。 サステイナブルな農業構造への転換に向け、「食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）」を踏まえ、農協系統をはじめとする民間資金の更なる活用を促進するとともに、民間金融機関が取り扱う制度資金について、更なる資金ニーズの拡大に対応可能な貸付条件を有し、より速やかな融資実行が可能となるよう関連施策を見直すに当たり、税制上の所要の措置を要望する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	—
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調 査 結 果	—
		租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段としての 有効性)	—
		前回要望時 の達成目標	—
		前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯			—

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課）

項 目 名	新品種の育成・普及に向けた農研機構の業務追加等に伴う税制上の所要の措置		
税 目	複数税目		
要 望 の 内 容	気候変動の影響等が深刻化する中、食料の安定供給に向け優良品種の迅速な育成・普及を促進するため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下農研機構という。）の業務に、新品種の育成を担う対象者に設備等を供用する業務の追加等を予定しているところ。 農研機構は、農業及び食品産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、国内の農業等に関する技術の向上に寄与すること等を目的とした公共法人であり、高い公共性・公益性を有する事業については、各税法において、税制上の優遇措置が講じられている。 今般検討中の業務追加後においても、農研機構が行う事業の性質は変わらないことから、業務追加に必要な法制度の制定等を前提に、引き続き税制上の優遇措置を継続すること等を要望する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （ － 百万円） （ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 食料の安定供給に向けて、農研機構はもとより、都道府県試験場、大学、民間の研究機関等が一体となって品種開発体制を強化することで、社会課題の解決に資する優良な品種の開発及び普及を迅速化する。 (2) 施策の必要性 優良な品種の開発及び普及を実現させるためには、開発段階から産学官連携を強化し、政策ニーズに対応しつつ実需者や生産者のニーズに応じた品種開発を進めることが必要であるため、農研機構が有する先端的な設備等を有効活用することで、都道府県や民間等との連携を円滑化する必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 農産局 穀物課）

項 目 名		米の生産性の向上等に向けた取組を支えるための方策の検討	
税 目			
要 望 の 内 容	我が国においては、農地が現在の人口 1.2 億人分の需要全体を補うために必要な面積の 1/3 程度しかなく、さらに農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中で、米を含めて食料自給力を確保することが喫緊の課題となっている。 このように、食料自給力を確保する観点から、生産者等が生産性の向上等に取り組みやすくなるような環境整備として、税制の特例を設けることを検討する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）において、米の生産コストを、2030年（年度）までに9,500円/60kg（15ha以上の経営体）、13,000円/60kg（全体）とする目標が設定され、この目標の実現のため、地域計画に基づく農地の集積・集約化に加え、生産コストの把握・低減に係る技術実証や人材育成等の総合的な取組を進める。また、農地の大区画化等の基盤整備、スマート農業技術の導入、ドローン直播などのより省力的な栽培方式や再生二期作等の実証・導入、適量施肥等による生産コスト低減等を推進することとされたところである。 さらに、米の安定供給等実現関係閣僚会議（令和7年8月5日開催）において、今般の米価高騰の要因と対応の検証、今後の方向性として、農地の集積・集約、大区画化や、スマート農業技術の活用、新たな農法等を通じた生産性の向上等を図ることとされたところである。 このように、農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中で、米の生産性の向上等に向けた取組を支える具体的な方策の検討を図る。		
	(2) 施策の必要性 これまで、生産性については、農地の集積・集約化による分散錯圖の解消やスマート農業技術等による省力化栽培技術等の開発・普及等により、単位面積当たり労働時間は低下してきているものの、近年の肥料・農薬等の物財費や人件費の高騰もあり、生産コストは近年下げ止まっている状況にある。さらに農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中で、さらなる生産性の向上等を図るためには、スマート農業技術の導入を加速化する必要があるが、現状においては、生産者等の資金調達等がハードルとなっていることから、生産性の向上等の取組に対するインセンティブとした税制上の特例を講じることを検討する必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	米の生産コストを、2030年（年度）までに9,500円/60kg（15ha以上の経営体）、13,000円/60kg（全体）とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	米の生産コストを、2030年（年度）までに9,500円/60kg（15ha以上の経営体）、13,000円/60kg（全体）とする。
		政策目標の達成状況	2023年（年度）における米の生産コストは、11,350円/60kg（15ha以上の経営体）、15,944円/60kg（全体）である。
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（農林水産省経営局協同組織課）

項 目 名		厚生農業協同組合連合会の法人税非課税措置の要件の見直し	
税 目		法人税	
要 望 の 内 容	<制度の概要> 厚生農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）が行う医療保健業を収益事業から除外するための要件の一つとして、各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床の病室差額料（以下「病室差額料」という。）の「平均額が5,000 円以下」とされている。 <要望の内容> この要件について、経営環境の変化に対応することが可能となるよう見直しを行うこと。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 組合員及び地域住民が日々健やかに生活できるよう、保健・医療・高齢者福祉の事業を通じて支援を行うことにより、地域社会の発展に貢献する。 (2) 施策の必要性 厚生連は、医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設者として、農村地域における保健・医療を担っている公益性を考慮して、昭和 59 年の法人税法改正で、一定の医療施設を有し、自費患者から受ける診療報酬が低廉等の要件を満たす厚生連について、当該厚生連が行う医療保健業に係る法人税の非課税措置（収益事業から除外）が講じられている。 その要件の一つとして、厚生連の行う事業が公的に運営されていること等を確認することとし、病室差額料に関し上記の要件が設けられている。 厚生連は、これまで人件費・物価の上昇等にあわせて病室差額料を見直す中で、当該要件の額に近づく病院を運営する厚生連が 8 割に達しており、28 年前（平成 9 年）に設定された要件（平均額（税抜）5,000 円）では、近年の人件費・物価上昇に対応することが困難になりつつある。 このため、法人税の非課税措置が講じられている趣旨を踏まえつつ、厚生連が、経営環境の変化に対応することが可能となるよう、病室差額料に関する要件を見直す必要がある		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 9 年度 病室差額料の平均額 4,000 円以下 → 5,000 円以下 平成 26 年度 特別の療養環境に係る病床に関する要件（割合・料金）の撤廃を要望

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省経営局農地政策課）

項 目 名	農業者が農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の 所有権移転登記の税率の軽減措置の延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	農業を営む者が、農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）に規定する農地中間管理機構（以下「機構」という。）が作成する農用地利用集積等促進計画及び福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「福島特措法」という。）に規定する福島県知事が作成する農用地利用集積等促進計画をいう。以下同じ。）により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（20/1,000→10/1,000）の適用期限を 2 年延長すること。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化により、農地の有効利用や担い手の生産性向上を推進し、食料自給力を確保すること (2) 施策の必要性 ① 高齢化や人口減少により農業者の減少が進み、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農林水産省では、昨年6月に改正施行された食料・農業・農村基本法の基本理念の一つである「食料安全保障の確保」を実現する観点から、同法に基づき本年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画における講ずべき施策として、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めることとしている。 令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、 ア 人・農地プランを地域計画として法定化し、地域の話合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を目標地図として明確化した上で、 イ 目標地図を実現すべく、地域内外から受け手を幅広く確保しつつ、機構を活用した農地の集約化等を進めていく こととし、加えて、地域計画の実現のためには、機構が地域の農用地等の大宗を積極的に引き受け、一元的に配分することが重要であるため、農地の権利移動の手法を、機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」に一本化する改正を行い、従来以上に機構を介した農地の権利移動を推進することとしたところである。 担い手への農地の集積・集約化に向けては、機構が行う農地中間管理事業による利用権設定だけでなく、機構が行う農地売買等事業による所有権移転も有効な手段であり、都府県と比べ農地が安価である北海道を中心に実施されているところ。 農地売買等事業は、出し手の売渡希望時期と受け手の買入希望時期のタイムラグを、機構が一旦保有することにより解消することができ、離農農家の農地を担い手へ引き渡す手段として有効である。 今後も農地売買等事業による担い手への農地の集積・集約化を推進し、地域計画の実現を後押しするためにも、農用地利用集積等促進計画による農地取得の際の費用負担を軽減する本特例措置は、引き続き継続していく必要がある。 ② 意欲ある農業者に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定されている。 ア 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号） （令和6年6月5日改正法施行） （望ましい農業構造の確立） 第26条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。 （農地の確保及び有効利用） 第28条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積及びこれらの農地の集団化、農地の適正かつ効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
--	--

		イ 食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定） 「食料安全保障の確保」を実現する観点から、「食料自給力の確保」において ・ 2030 年度の担い手への農地集積率の目標値として 7 割 ・ 地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めることを明記。 ウ 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号） （援助） 第 31 条 国及び都道府県は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。													
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 我が国の食料供給 《政策分野》 食料自給力の確保												
		政策の達成目標	令和 12 年度の担い手への農地集積率が 7 割												
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間延長												
		同上の期間中の達成目標	担い手への農地集積率を 7 割に拡大していく												
		政策目標の達成状況	令和 7 年 3 月末における担い手への農地集積率は 61.5%。												
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td><td>11,213</td><td>11,233</td><td>11,216</td></tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td><td>32</td><td>32</td><td>32</td></tr> </tbody> </table>		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	適用件数(件)	11,213	11,233	11,216	減収額(百万円)	32	32	32
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度												
適用件数(件)	11,213	11,233	11,216												
減収額(百万円)	32	32	32												

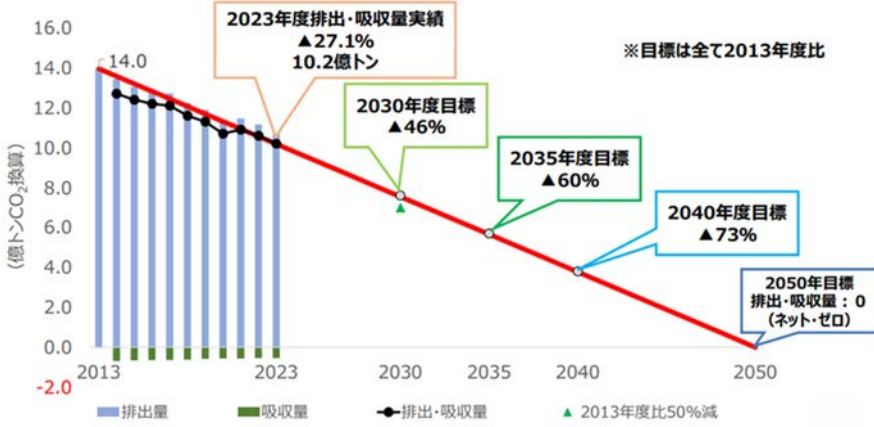
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	令和8年度の農地の有償所有権移転見込み件数(50,780件)のうち、農用地利用集積等促進計画による見込み件数(14,892件)の割合は29%であり、そのうち、本特例措置の適用見込み件数(11,233件)は75%を占めており、農用地の円滑な権利移動を促し、食料・農業・農村基本計画に掲げる目標達成に寄与する。 ※ 令和8年度の見込み件数は、令和2年度～令和4年度の「農地の権利移動・借賃等調査」による実績から算出。													
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の課税標準の特例(不動産取得税)(地方税法附則第11条第1項)													
		予算上の措置等の要求内容及び金額	機構が行う農地買入等に要する借入資金に対する利子助成(農地中間管理機構事業の令和7年度予算額約43億円の内数)													
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構を経由した農地売買を促進し、担い手への農地の集積・集約化を推進するために、予算上の措置は機構の借入資金に対する利子を助成し、税制上の措置は担い手が農地を取得する場合の登録免許税を軽減することとしている。													
		要望の措置の妥当性	農地を取得する場合には、その購入に多額の資金が必要となることに加え、登記手数料や各種租税公課等により相当の費用負担が生じる中、その税負担を軽減することは、農地取得を促進するためのインセンティブとなるものであり、毎年の予算額に左右される補助事業に比べて、期限内であれば確実に適用できるため、農業者が安心して規模拡大等に取り組むことができることから、手段としての確かつ有効なものである。 なお、機構法に基づく農用地利用集積等促進計画は、機構が作成し都道府県知事が認可・公告するもの、福島特措法に基づく農用地利用集積等促進計画は、福島県知事が作成し公告するものであり、本特例措置の適用対象は、いずれも公的な計画に基づく農用地等の取得である。 また、適用対象を農用地としての利用が確保される農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地区域内の土地としており、政策目標達成のために必要最小限の措置となっている。													
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	適用実績 <table><tr><td></td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>適用件数(件)</td><td>11,161</td><td>11,143</td><td>11,270</td></tr><tr><td>減収額(百万円)</td><td>30</td><td>30</td><td>34</td></tr></table> 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額(法務省・登記統計)				令和3年度	令和4年度	令和5年度	適用件数(件)	11,161	11,143	11,270	減収額(百万円)	30	30	34
	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
適用件数(件)	11,161	11,143	11,270													
減収額(百万円)	30	30	34													

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	令和4年度の農地の有償所有権移転件数(50,614件)のうち、農用地利用集積計画による件数(14,593件)の割合は29%であり、そのうち、本特例措置の適用件数(11,143件)は76%を占める。 ※ 令和4年度の件数は、「農地の権利移動・借賃等調査」による実績から算出。 北海道のように、農地の売買価格が農地の収益還元価格に近い地域においては、売買による担い手への農地の集積・集約化が進んでいる。特に担い手による農地の購入のニーズがあるものの、すぐに資金を確保できない場合において、農地を譲渡したい離農者等から機構が買い入れ、資金が確保できるまで一定期間機構が農地を保有し、買い手の資金が確保できた後に売り渡すことができる農地売買等事業は、離農者の農地を効率的に担い手に集積するのに役立てられている。 本特例措置は、農地取得の際の登録免許税の負担を軽減することにより、農地売買等事業の活用を促進することで、担い手への農地の集積・集約化及び地域計画を実現するための手段として有効である。
	前回要望時の 達成目標	令和5年度末までに、全農地面積の8割が「担い手」によって利用される。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	令和7年3月末における担い手による農地の利用面積は約263万haであり、全耕地面積(約430万ha)に占める割合は約6割(61.5%)となっている。 これまで担い手への農地の集積を進めてきたが、高齢化・人口減少が進み、離農者が増加する中、担い手が利用している農地が分散状態にあり、農業生産の効率化が進まないことから、既存の担い手が農地を引き受けきれない地域が増加していたところ。これらの問題に対応するため、令和5年の改正基盤法により、地域全体の農業の将来の在り方を示した地域計画の策定を法定化するとともに、農地の権利設定を農地の再配分機能を有する機構経由へと一本化する改正を行い、本年4月から制度が本格施行されたところである。 今後も改正後の制度を適切に運用することはもとより、必要に応じた見直し、税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成に向けた取組みを加速化する必要がある。
これまでの 要望経緯		昭和56年度 創設 平成3年度以降2年ごとに期限延長を要望 令和3年度 福島特措法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置 令和4年度 農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、機構法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置 令和5年度 3年延長

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省）

項 目 名	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除）の延長等				
税 目	所得税・法人税				
要 望 の 内 容	・適用期限を2年間延長する。（令和9年度末まで） ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しするため、要件の見直しを図る。 <table><tr><td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</td><td>精査中 (▲10,207百万円) (ー 百万円)</td></tr></table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 (▲10,207百万円) (ー 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 (▲10,207百万円) (ー 百万円)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減（2013年度比）、2050年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。 (2) 施策の必要性 足下、我が国の温室効果ガスの排出・吸収量は、2013年度比27.1%減少しており、2030年46%減、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて減少傾向を継続しているものの、製造業などの生産活動の低下が要因の一つとなっており、経済成長と脱炭素の同時実現を目指すためには、企業の省エネ・脱炭素化の取組を促進し、これまで以上に排出原単位を改善させる必要がある。				

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【大目標】 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 【中目標】 I－1 我が国の食料供給 I－3 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム 【政策分野】 I－1 ③ 付加価値向上に向けた取組 I－3 ⑬ 食品産業 I－3 ⑭ 合理的な価格形成
		政策の達成目標	GX を通して 2030 年度の温室効果ガス 46%削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルを実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間延長（令和 9 年度末まで）
		同上の期間中の達成目標	2030 年度 46%削減目標等を達成すること。
		政策目標の達成状況	 2023 年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約 10 億 1,700 万トンとなり、2022 年度比で 4.2%（約 4,490 万トン）の減少、2013 年度比では 27.1%（約 3 億 7,810 万トン）の減少。過去最低値を記録し、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。 （出典）環境省報道発表資料「2023 年度の温室効果ガス排出量及び吸収量（概要）」より抜粋

	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制措置の適用を受ける事業者は、エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、特別償却又は税額控除措置を受けることにより、投資初年度の資金負担が軽減されるため、積極的な設備投資が促進される。今回、本措置の適用期限を令和9年度末まで2年間延長し、要件の見直しを図ることで、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しする。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本税制措置の適用を受けるためには、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、それに加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資を促進する必要がある。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和3年度：6件 令和4年度：53件 令和5年度：86件 令和6年度：5件 【減収額】 令和3年度：1億円 令和4年度：57億円 令和5年度：102億円 令和6年度：0.3億円 ※令和6年度は、事業適応計画の実施状況報告書より推計。

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	①根拠条文：租税特別措置法第四十二条の十二の六 ②適用件数：（特別償却）2件 （税額控除）84件 ③適用総額：（特別償却）0円 （税額控除）102億円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	炭素生産性向上率（計画ベース） — 炭素生産性の向上率（計画） 21% - - 炭素生産性10% 炭素生産性7% 基準年度 目標年度 事業適応計画の認定を受けた事業者において、炭素生産性を平均 21%向上させる見込み。（2024 年 3 月末までに事業者から申請のあった事業適応計画を基に算出）
	前回要望時の達成目標	GX を通して 2030 年度の温室効果ガス 46%削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルを実現する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	2023 年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約 10 億 1,700 万トンとなり、2022 年度比で 4.2%（約 4,490 万トン）の減少、2013 年度比では 27.1%（約 3 億 7,810 万トン）の減少。過去最低値を記録し、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。
これまでの要望経緯	令和 3 年度 創設 令和 6 年度 延長、拡充（炭素生産性等の要件や対象資産の見直し、中小企業区分の税額控除率の引き上げ、適用期間の長期化）	

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課）

項 目 名		試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長	
税 目		所得税・法人税	
要 望 の 内 容	我が国の成長力・国際競争力を高めるには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化が必要。特に、科学とビジネスの近接化時代の中、我が国の戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大し、大学等における戦略研究拠点との産学連携を促進する見直し等を行う。 また、より多くの中小企業における研究開発投資を一層後押しする観点から、控除率等の見直し、制度の明確化等、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促すためのインセンティブの強化に向けた見直しを行う。 ○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型を創設し、重点化（控除率のインセンティブを強化・控除上限を別枠で措置） ○オープンイノベーション型（以下「OI 型」）の中に、特定大学等戦略研究拠点との委託・共同研究を追加（控除率のインセンティブを強化） ○大学等における戦略研究拠点との共同・委託研究時の対象費用の拡大、手続き合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○一般型の中に、控除率のインセンティブを強化した中堅企業型を創設 ○試験研究費の範囲の明確化 ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業の人件費の「専ら」要件や必要な証憑類について明確化。 ○初めて中小企業技術基盤強化税制を適用される者に対する控除率の上乗せ。 ○中小企業者について、OI 型の控除率の上乗せ。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		(精査中) 百万円 (▲942, 800) 百万円 ((精査中) 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 我が国の研究開発投資総額（令和5年度：22.1兆円）の約7割（同：16.2兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。 (2) 施策の必要性 我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。 一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。 また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 加えて、近年、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来し、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフットINGな投資環境の整備等に必要な税制措置を講じることが必要である。		
今回の要望（租税特別措置）	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 I－1 我が国の食料供給 《政策分野》 ②食料自給力の確保 ○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・ 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の

			総額の規模：約 30 兆円 ・ 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約 120 兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○経済財政運営と改革の基本方針 2025〔令和 7 年 6 月 13 日閣議決定〕 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～ （中堅・中小企業による賃上げの後押し） 中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。～略～100 億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 ～略～ （4）先端科学技術の推進 我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様で豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化。このため、社会課題解決の原動力となるAI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤（Beyond 5G）、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版〔令和 7 年 6 月 13 日閣議決定〕 Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。 1. 中堅企業の創出・成長加速 ②中堅企業の研究開発・輸出の促進 ～略～ 同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。 V. 科学技術・イノベーション力の強化 1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援 研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一気通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。 このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討する。
--	--	--	---

			○経済産業政策新機軸部会 第4次中間整理 ～ 成長投資が導く2040年の産業構造 ～ [令和7年6月3日] IV. 長期目標に向けた施策の進捗と今後検討が必要となる政策 (10)イノベーション・スタートアップ ③今後必要な施策 【国として重要な技術領域への一気通貫での集中支援】 (研究開発投資インセンティブの重点化・強化) ・研究開発税制について、戦略的に重要な技術への企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進、製造業のみならず非製造業における研究開発の促進、中堅企業の成長につながる研究開発投資の拡大に関するインセンティブの強化を検討する。 ・研究開発税制等について、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化を検討する。
		政策の達成目標	官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案) ※2026年度(令和8年度)以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和7年度中を目途に第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本特例措置の目標についても同計画を踏まえ設定。
		租税特別措置の適用又は延長期間	○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型を創設し、重点化 ○0I型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究時の対象費用の拡大 ○大学等における戦略研究拠点との共同・委託研究時の対象費用の拡大、手続き合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○一般型の中に、控除率のインセンティブを強化した中堅企業型を創設) ○試験研究費の範囲の明確化 (以上、適用期限の定めなし) ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置 ○中小企業者等について、試験研究費が12%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み (以上、令和8年4月1日～令和11年3月31日(3年間))
		同上の期間中の達成目標	第7期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中
		政策目標の達成状況	○官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にするとの達成目標に対して、2021年度～2023年度の研究開発投資総額の合計は約62.5兆円となっている。

		研究主体別研究費の推移（兆円） <table><tr><td></td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度</td><td>2025 年度</td><td>合計</td><td>目標値 (2021 ～2025 年度)</td></tr><tr><td>総額</td><td>19.7</td><td>20.7</td><td>22.0</td><td>－</td><td>－</td><td>62.5</td><td>120</td></tr><tr><td>企業</td><td>14.2</td><td>15.1</td><td>16.1</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非営利団体・公共機関</td><td>1.7</td><td>1.7</td><td>2.0</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td></tr><tr><td>大学等</td><td>3.8</td><td>3.8</td><td>3.9</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td></tr></table> [出典：2024 年（令和 6 年）科学技術研究調査（総務省）]		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	合計	目標値 (2021 ～2025 年度)	総額	19.7	20.7	22.0	－	－	62.5	120	企業	14.2	15.1	16.1	－	－			非営利団体・公共機関	1.7	1.7	2.0	－	－			大学等	3.8	3.8	3.9	－	－		
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	合計	目標値 (2021 ～2025 年度)																																			
総額	19.7	20.7	22.0	－	－	62.5	120																																			
企業	14.2	15.1	16.1	－	－																																					
非営利団体・公共機関	1.7	1.7	2.0	－	－																																					
大学等	3.8	3.8	3.9	－	－																																					
有効性	要望の措置の適用見込み	○令和 8 年度適用件数見込み ・一般型 9,650 件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,016 件／事業年度 ・OI 型 2,941 件／事業年度																																								
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	研究論文（Kasahara et al.（2014））によれば、2003 年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が 3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所が EBPM の一環として行った研究のディスカッションペーパー（池内(2022)）によれば、2015 年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で 14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。 以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。																																								
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	－																																								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																																								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。 民間研究開発投資に対する政府支援の割合 <table><tr><td></td><td>研究開発税制等</td><td>補助金等</td><td>合 計</td></tr><tr><td>日本</td><td>5.89%</td><td>1.85%</td><td>7.74%</td></tr><tr><td>米国</td><td>5.20%</td><td>3.90%</td><td>9.10%</td></tr><tr><td>英国</td><td>15.05%</td><td>5.13%</td><td>20.18%</td></tr><tr><td>独国</td><td>0.19%</td><td>3.52%</td><td>3.71%</td></tr><tr><td>仏国</td><td>19.48%</td><td>9.39%</td><td>28.87%</td></tr><tr><td>韓国</td><td>5.65%</td><td>4.91%</td><td>10.56%</td></tr></table>		研究開発税制等	補助金等	合 計	日本	5.89%	1.85%	7.74%	米国	5.20%	3.90%	9.10%	英国	15.05%	5.13%	20.18%	独国	0.19%	3.52%	3.71%	仏国	19.48%	9.39%	28.87%	韓国	5.65%	4.91%	10.56%												
	研究開発税制等	補助金等	合 計																																							
日本	5.89%	1.85%	7.74%																																							
米国	5.20%	3.90%	9.10%																																							
英国	15.05%	5.13%	20.18%																																							
独国	0.19%	3.52%	3.71%																																							
仏国	19.48%	9.39%	28.87%																																							
韓国	5.65%	4.91%	10.56%																																							

		<table><tr><td>中国</td><td>12.54%</td><td>2.40%</td><td>14.94%</td></tr><tr><td>OECD 平均</td><td>6.5%</td><td>4.81%</td><td>11.31%</td></tr></table> （出典：OECD Government direct funding and tax support for business R&D, 2023 As a percentage of BERD） ※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act（RAA）を2019 年可決、2020 年 1 月から施行。	中国	12.54%	2.40%	14.94%	OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%
中国	12.54%	2.40%	14.94%							
OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%							
	要望の措置 の 妥 当 性	・革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 ・研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正、令和 5 年度改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。 ・しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第 6 期基本計画中に約 120 兆円）とは乖離がある状況（第 1 回 総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会（令和 6 年 12 月 24 日））。このため、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で延長をすることが妥当。 ・科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来。各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフットィングな投資環境の整備等が必要。								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	① 減収額実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分） <一般型> 令和 3 年度 6,120 億円（159 億円） 令和 4 年度 7,255 億円（422 億円） 令和 5 年度 8,944 億円（542 億円） <中小企業技術基盤強化税制> 令和 3 年度 256 億円（254 億円） 令和 4 年度 241 億円（237 億円） 令和 5 年度 258 億円（250 億円） <01 型> 令和 3 年度 151 億円（6 億円） 令和 4 年度 141 億円（12 億円） 令和 5 年度 226 億円（14 億円） ② 適用件数（うち、資本金 1 億円以下の法人分）								

		<一般型> 令和3年度 3,556 件 (1,005 件) 令和4年度 8,014 件 (4,091 件) 令和5年度 9,047 件 (4,910 件) <中小企業技術基盤強化税制> 令和3年度 5,558 件 (5,542 件) 令和4年度 5,636 件 (5,624 件) 令和5年度 5,638 件 (5,624 件) <OI 型> 令和3年度 593 件 (287 件) 令和4年度 2,752 件 (1,351 件) 令和5年度 3,120 件 (1,974 件) (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	① 租税特別措置法の条項 42 条の 4 ②令和5年度適用件数（うち、資本金1億円以下の企業分） (1) 一般型 : 9,047 件 (4,910 件) (2) 中小企業技術基盤強化税制 : 5,638 件 (5,624 件) (3) OI 型 : 3,120 件 (1,974 件) ③令和5年度適用額（うち、資本金1億円以下の企業分） (1) 一般型 : 8,944 億円 (542 億円) (2) 中小企業技術基盤強化税制 : 258 億円 (250 億円) (3) OI 型 : 226 億円 (14 億円)
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	○企業の研究開発費の推移（うち、資本金1億円未満の企業分） 平成26年度 135,864 億円 (5,141 億円) 平成27年度 136,857 億円 (4,404 億円) 平成28年度 133,183 億円 (4,357 億円) 平成29年度 137,989 億円 (3,955 億円) 平成30年度 142,316 億円 (3,809 億円) 令和元年度 142,121 億円 (4,077 億円) 令和2年度 138,608 億円 (4,261 億円) 令和3年度 142,244 億円 (4,787 億円) 令和4年度 151,306 億円 (7,195 億円) 令和5年度 161,199 億円 (5,511 億円) (出典：総務省「科学技術研究調査」)
	前回要望時 の達成目標	官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	目標期間中であるが、官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円（5年間）にするとの達成目標に対して、2021年度～2023年度の研究開発投資総額の合計は約62.5兆円（3年間）。

これまでの 要望経緯	昭和 42 年度	創設	増加した試験研究費の 25%税額控除
	昭和 43 年度	拡充	12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分……25%税額控除
	昭和 49 年度	縮減	15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分……25%税額控除
	昭和 51 年度	縮減	増加した試験研究費の 20%税額控除
	昭和 60 年度	拡充	基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設
	昭和 63 年度	拡充	特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費 として特別加算
	平成 5 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)
	平成 6 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)
	平成 7 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)
	平成 9 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自 社内で支出する試験研究費を税額控除の対象 に追加)
	平成 11 年度	拡充	比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試 験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額と し、当期の試験研究費の額を超える場合に は、その比較試験研究費の額を超える部分の 金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改 組。 特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12% 相当額(特別試験研究の額がある場合には、 その支出額の 15%相当額を加算することと し、当期の法人税額の 14%相当額)に変更。
		縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑 化法の特定事業者に係る特例の廃止。
	平成 13 年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試 験研究機関等に該当する特定独立行政法人と の共同試験研究を追加。
		縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造 協同組合等が賦課する負担金の廃止。
	平成 15 年度	拡充	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度 (総額型)の創設。
	平成 18 年度	拡充	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創 設。
		縮減	税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止。
	平成 20 年度	拡充	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制 度(増加型)の創設。 売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控 除する制度(高水準型)の創設。
	平成 21 年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後 の同法に規定する試験研究独立行政法人と共

		同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。 拡充 (経済対策) 総額型等について①控除上限の引上げ(20%→30%)、②税額控除限度超過額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置(22 年度末まで)。
平成 22 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長(23 年度末まで)。
平成 23 年度	縮減	総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置について、適用期限延長せず。
	延長	(平成 23 年 6 月再つなぎ法) 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置を延長(23 年度末まで)。
平成 24 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長(25 年度末まで)。
平成 25 年度	拡充	総額型の控除上限の引上げ(20%→30%)(26 年度末まで)
平成 26 年度	拡充	増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長(28 年度末まで) 増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み(最大 30%まで)に改組。
平成 27 年度	拡充	総額型と特別試験研究費税額控除制度(0I 型)をあわせ、控除上限を 30%(総額型 25%、0I 型 5%)にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。 0I 型について、①控除率の引上げ(12%→20%/30%)、②対象費用の拡大(中小企業者等からの知財権の使用料の追加)。
	縮減	繰越控除制度の廃止。
平成 29 年度	拡充	増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率変動する仕組みを導入(控除率の一部は 30 年度末まで)。 売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入(30 年度末まで)。 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入(30 年度末まで)。 試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。 0I 型の要件を緩和。
	延長	高水準型の適用期限を 2 年間延長(30 年度末まで)。
令和 元年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ(5%→10%)、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ 総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。

		高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和2年度末まで）。 ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。 延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和2年度末まで）
令和3年度	拡充	一般型（総額型から改名）の控除上限を25%から30%に引き上げ（2年間） ※2020年2月1日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。 一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。 自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。 特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。
	縮減	特別試験研究費について、50万円超の共同研究に限定。
	延長	控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで）
令和5年度	拡充	一般型試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する仕組みを導入するとともに、控除率の傾きを見直し増加インセンティブを強化。 ビッグデータやAI等を活用したサービス開発において、データの収集だけでなく、既存データを利活用する場合も対象に追加。 特別試験研究費におけるスタートアップの定義を見直すとともに、高度研究人材の活用を促す措置を追加。
	延長	控除率及び控除上限の上乗せ措置を3年間延長（令和7年度末まで）
令和6年度	縮減	試験研究費の額の範囲から、居住者が国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除外。一般型について、増減試験研究費割合が0に満たない場合の税額控除割合を適用年分の区分に応じて見直すとともに、税額控除割合の下限を1%から0%に引き下げ。

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(農林水産省新事業・食品産業部商品取引グループ)

項 目 名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。 1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることによって経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。		
	(2) 施策の必要性		
	わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。 こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲12,500 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 I－1 我が国の食料供給 《政策分野》 付加価値向上に向けた取組
		政策の達成目標	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することで、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。 ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：94万口座（日本証券業協会調べ） ・株式取引：1,606万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度株式5属性別株主数」）
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯			平成 17 年度からの継続要望。

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省経営局協同組織課、水産庁漁政部水産経営課）

項 目 名	生命保険料控除制度の拡充の恒久化等				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	令和 8 年分所得税において講じられた、23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する 2 万円の上乗せ措置を恒久化するなど所要の措置を講ずること。 <table><tr><td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)</td><td>精査中 (ー 百万円) (ー 百万円)</td></tr></table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	精査中 (ー 百万円) (ー 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	精査中 (ー 百万円) (ー 百万円)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、子どもを扶養する世帯における自助のための環境を整備し、生活の安定を確保する。 (2) 施策の必要性 少子高齢化が進展し、全世代対応型の持続的な社会保障制度の構築に向けた見直しの検討が進められる中、社会保障制度を補完する自助の仕組みである私的保障の果たす役割はますます重要なものとなっている。 こうした状況下において、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険（生命共済）の遺族補償としての役割が高まっており、子どもを扶養する世帯の生活の安定を図る観点から、私的保障により、子どもの教育費用や万一の場合の遺族の生活費に備えられるよう、自助のための環境を整備することが必要である。				

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標、政策分野] Ⅰ－１ 我が国の食料供給 ② 食料自給力の確保 Ⅲ 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 ③ 漁村の活性化の推進
		政策の達成目標	子どもを扶養する世帯における自助のための環境を整備することにより、生活の安定に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	農業 約 11 万人 （令和 4 年～ 6 年の全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）における一般生命保険料控除対象者数平均（約 187 万人）のうち、納税世帯の見込み人数（約 48 万人）を全共連が行った「令和 5 年 組合員意識調査」による 23 歳未満の子どもを持つ世帯の比率（21.0%）で按分） 漁業 約 2.1 万人 （「令和 5 年度国民生活基礎調査」より、18 歳未満の子どもを持つ世帯の状況の 18.1%に全国共済水産業協同組合連合会（以下「共水連」という。）の保有契約データを使用して算出した増加率を乗じた 22.8%を 23 歳未満の子どもを持つ世帯の比率として、令和 3 年～令和 6 年の共水連における一般生命保険料控除対象者数平均（約 9.4 万人）に乗じて算出。）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	子どもを扶養する世帯における自助のための環境を整備することにより、生活の安定に資することとなる見込み。

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																																								
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—																																								
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																								
		要望の措置の妥当性	生命保険（生命共済）については、全世代において必要と考える保障額に加入保障額が達しておらず、特に子どもを扶養する世帯が多い 20～40 歳代においてその乖離が大きい状況にある（※）。 このため、今後も、自助による生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を恒久化する措置が必要になるものとする。 本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、子どもを扶養する世帯の生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。 （※）必要と考える保障額と加入保障額（性別・年代別平均額） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">男性</th><th colspan="2">女性</th></tr><tr><th>必要と考える保障額</th><th>加入保障額</th><th>必要と考える保障額</th><th>加入保障額</th></tr><tr><td>全体</td><td>2,247 万円</td><td>1,373 万円</td><td>1,145 万円</td><td>647 万円</td></tr><tr><td>20 歳代</td><td>1,732 万円</td><td>1,001 万円</td><td>1,683 万円</td><td>751 万円</td></tr><tr><td>30 歳代</td><td>3,789 万円</td><td>2,065 万円</td><td>1,364 万円</td><td>768 万円</td></tr><tr><td>40 歳代</td><td>3,057 万円</td><td>1,883 万円</td><td>1,462 万円</td><td>807 万円</td></tr><tr><td>50 歳代</td><td>2,177 万円</td><td>1,629 万円</td><td>1,027 万円</td><td>737 万円</td></tr><tr><td>60 歳代</td><td>1,814 万円</td><td>1,071 万円</td><td>1,022 万円</td><td>507 万円</td></tr></table> （出典：生命保険文化センター「令和 4 年度 生活保障に関する調査」）					男性		女性		必要と考える保障額	加入保障額	必要と考える保障額	加入保障額	全体	2,247 万円	1,373 万円	1,145 万円	647 万円	20 歳代	1,732 万円	1,001 万円	1,683 万円	751 万円	30 歳代	3,789 万円	2,065 万円	1,364 万円	768 万円	40 歳代	3,057 万円	1,883 万円	1,462 万円	807 万円	50 歳代	2,177 万円	1,629 万円	1,027 万円	737 万円	60 歳代	1,814 万円	1,071 万円
	男性		女性																																								
	必要と考える保障額	加入保障額	必要と考える保障額	加入保障額																																							
全体	2,247 万円	1,373 万円	1,145 万円	647 万円																																							
20 歳代	1,732 万円	1,001 万円	1,683 万円	751 万円																																							
30 歳代	3,789 万円	2,065 万円	1,364 万円	768 万円																																							
40 歳代	3,057 万円	1,883 万円	1,462 万円	807 万円																																							
50 歳代	2,177 万円	1,629 万円	1,027 万円	737 万円																																							
60 歳代	1,814 万円	1,071 万円	1,022 万円	507 万円																																							

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	農業 令和 6 年度共済加入人数 183 万人、控除適用人数 50 万人 漁業 令和 6 年度共済加入人数 18 万人、控除適用人数 9 万人
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	生命保険文化センターが実施した「令和４年度 生活保障に関する調査」によれば、回答者の約５割弱が、生命保険料控除制度が拡充された場合、「保障の充実に影響あり」と回答^(※１)しており、さらに、年代別に見ると、男女とも子どもを扶養する世帯の多い２０～５０歳代で約６割前後となっている^(※２)。 このため、拡充された制度の恒久化によって生命保険（生命共済）への加入に係るインセンティブが高まることが予想され、今後の加入率の増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効と考える。 (※１) 生命保険料控除制度が拡充された場合の考え方（全体） <table><tr><td></td><td>全体</td></tr><tr><td>保障の充実に影響あり</td><td>48.2%</td></tr><tr><td> 追加加入、見直しにより保障を充実させる</td><td>8.8%</td></tr><tr><td> 保障の充実を検討する</td><td>23.3%</td></tr><tr><td> 将来、保障を充実させる際の励みになる</td><td>16.2%</td></tr><tr><td>何とも思わない</td><td>37.0%</td></tr><tr><td>わからない</td><td>14.8%</td></tr></table> (出典：生命保険文化センター「令和４年度 生活保障に関する調査」) (※２) 生命保険料控除制度が拡充された場合の考え方（性別・年代別) <table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="3">男性</td><td colspan="3">女性</td></tr><tr><td>保障の充実に影響あり</td><td>何とも思わない</td><td>わからない</td><td>保障の充実に影響あり</td><td>何とも思わない</td><td>わからない</td></tr><tr><td>全体</td><td>49.4%</td><td>37.1%</td><td>13.5%</td><td>47.3%</td><td>36.8%</td><td>15.9%</td></tr><tr><td>20歳代</td><td>55.7%</td><td>19.6%</td><td>24.7%</td><td>57.6%</td><td>20.0%</td><td>22.4%</td></tr><tr><td>30歳代</td><td>64.7%</td><td>23.3%</td><td>12.0%</td><td>61.2%</td><td>24.3%</td><td>14.5%</td></tr><tr><td>40歳代</td><td>63.7%</td><td>25.3%</td><td>10.9%</td><td>63.5%</td><td>24.5%</td><td>12.0%</td></tr><tr><td>50歳代</td><td>59.5%</td><td>30.2%</td><td>10.3%</td><td>56.1%</td><td>32.3%</td><td>11.6%</td></tr><tr><td>60歳代</td><td>41.0%</td><td>50.0%</td><td>9.0%</td><td>36.8%</td><td>48.3%</td><td>14.9%</td></tr></table> (出典：生命保険文化センター「令和４年度 生活保障に関する調査」)		全体	保障の充実に影響あり	48.2%	追加加入、見直しにより保障を充実させる	8.8%	保障の充実を検討する	23.3%	将来、保障を充実させる際の励みになる	16.2%	何とも思わない	37.0%	わからない	14.8%		男性			女性			保障の充実に影響あり	何とも思わない	わからない	保障の充実に影響あり	何とも思わない	わからない	全体	49.4%	37.1%	13.5%	47.3%	36.8%	15.9%	20歳代	55.7%	19.6%	24.7%	57.6%	20.0%	22.4%	30歳代	64.7%	23.3%	12.0%	61.2%	24.3%	14.5%	40歳代	63.7%	25.3%	10.9%	63.5%	24.5%	12.0%	50歳代	59.5%	30.2%	10.3%	56.1%	32.3%	11.6%	60歳代	41.0%	50.0%	9.0%	36.8%	48.3%	14.9%
		全体																																																																					
	保障の充実に影響あり	48.2%																																																																					
	追加加入、見直しにより保障を充実させる	8.8%																																																																					
保障の充実を検討する	23.3%																																																																						
将来、保障を充実させる際の励みになる	16.2%																																																																						
何とも思わない	37.0%																																																																						
わからない	14.8%																																																																						
	男性			女性																																																																			
	保障の充実に影響あり	何とも思わない	わからない	保障の充実に影響あり	何とも思わない	わからない																																																																	
全体	49.4%	37.1%	13.5%	47.3%	36.8%	15.9%																																																																	
20歳代	55.7%	19.6%	24.7%	57.6%	20.0%	22.4%																																																																	
30歳代	64.7%	23.3%	12.0%	61.2%	24.3%	14.5%																																																																	
40歳代	63.7%	25.3%	10.9%	63.5%	24.5%	12.0%																																																																	
50歳代	59.5%	30.2%	10.3%	56.1%	32.3%	11.6%																																																																	
60歳代	41.0%	50.0%	9.0%	36.8%	48.3%	14.9%																																																																	
	前回要望時の達成目標	子どもを扶養する世帯における自助のための環境を整備することにより、生活の安定に資すること。																																																																					
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																																																																					
これまでの要望経緯		令和７年度税制改正要望において、子育て世帯に対する生命保険料控除制度の拡充を要望し、令和８年中の１年間の時限的な措置とされた。																																																																					

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省経営局協同組織課）

項 目 名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	企業年金等（確定拠出年金、確定給付企業年金及び勤労者財産形成給付金）の普及及び運営の安定を図るため、これらの積立金に対する特別法人税の撤廃を行う。撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由			

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] Ⅰ－１ 我が国の食料供給 [政策分野] ② 食料自給力の確保
		政策の達成目標	少子高齢化が進展し、高齢期の生活が多様化している状況において、農業関係者等の高齢期の所得保障を充実させ、生活の安定向上を図るためには、公的年金を補完する企業年金等の自主的な努力を促すことが重要であり、今後とも企業年金等の普及及び運営の安定を図っていく。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	農業協同組合連合会と企業年金等業務に係る契約を締結している 367 法人（令和 7 年度期首）及び企業年金の加入者（79 千人（同））に影響がある。 なお、確定拠出年金、確定給付企業年金及び勤労者財産形成給付金に係る生命共済の業務を行う機関（農業協同組合連合会）に適用される。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	企業年金等の積立金が確保され、安定した運営が図られることにより、農業関係者等の生活の安定向上が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	企業年金等については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	公的年金の上乗せ年金である企業年金等の普及及び運営が安定することにより、農業関係者等の高齢期の所得保障の充実が図られるとともに、生活の安定向上が図られる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		平成11年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度、平成20年度、平成23年度、平成26年度、平成29年度、令和2年度及び令和5年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、平成11年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度、平成20年度、平成23年度、平成26年度、平成29年度、令和2年度及び令和5年度において、課税停止が延長されている。	

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（農林水産省経営局協同組織課）

項 目 名	社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の緩和		
税 目	所得税、法人税、消費税		
要 望 の 内 容	訪日外国人に対する医療は日本の公的保険医療制度を利用しない自由診療として行われており、通常の医療機関は請求金額を自由に設定できる。 一方で、税制上優遇措置を受ける社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会（以下「社会医療法人等」という。）の場合には、自費患者に対し請求する金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されることとする要件（以下「診療費要件」という。）が設けられていることから、訪日外国人に対して、必要な診療費を請求することができない。 社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件について、訪日外国人診療に伴う医療機関の負担に鑑み、訪日外国人に対して請求できる診療費の上限を緩和する。 <関係条文> 厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第 5 条の 2 第 1 項第 1 号		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 社会医療法人等が開設する医療機関において、訪日外国人を診療した場合に、医療機関が不利益を被る状態を改善することにより、医療機関が安心して訪日外国人患者を受け入れることができる環境を整備する。 (2) 施策の必要性 訪日外国人旅行者数は、2024 年では 36,869,900 人（独立行政法人国際観光振興機構による推計）であり、過去最高であった 2019 年の 31,882,049 人を約 500 万人上回った。今後、訪日外国人旅行者の増加が予想される中、訪日外国人旅行者が滞在中に予期せぬ病気やけがをした際に円滑な受診ができる医療提供体制の確保が求められており、各医療機関は訪日外国人に対する診療の提供が必要となる。 しかし、言語や文化的・宗教的背景の違いからコミュニケーションに時間が掛かる等の理由によって訪日外国人の診療に要する時間は日本人より長くなる傾向にあり、医療機関は通常の診療に比して多くの費用を負担する必要がある。 訪日外国人に対する診療については、日本の公的医療保険制度を利用しない自由診療であり、通常の医療機関であれば請求する金額を自由に設定することが可能であるが、社会医療法人等においては診療費要件が課せられていることで、医療機関の経営に支障を及ぼし、ひいては訪日外国人の受入に消極的となるおそれがある。 そのため、訪日外国人に対する医療提供体制を確保するためには、社会医療法人等における診療費要件について、訪日外国人に対してはこれを緩和する必要がある。 (参考)「観光立国推進基本計画」（令和 5 年 3 月 31 日閣議決定） 第 3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. インバウンド回復戦略 (8) インバウンド受入環境の整備 ③ 観光地等の外国人対応の推進 キ 外国人患者受入体制の充実 全国各地において、感染症発生時も含め、医療機関が訪日外国人患者を受け入れることができる体制を整備する。具体的には、訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行ができるよう訪日外国人患者の受入環境整備を進めるとともに、多言語対応が可能な医療機関をとりまとめた「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を更に充実させ、日本政府観光局ウェブサイト等で多言語による情報発信をしていく。あわせて、訪日外国人旅行者の民間医療保険加入率向上に向けた取組を行う。国家戦略特区において、二国間協定に基づく外国医師の受入枠等の拡大に係る提案を可能としており、これにより増大する外国人患者の医療ニーズに対応する。
--------------------------	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 31 年度税制改正要望において、同様の要望を実施している。

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省農村振興局整備部設計課）

項 目 名	第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始		
税 目			
要 望 の 内 容	第 1 次国土強靱化実施中期計画及び経済財政運営と改革の基本方針 2025 において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策の検討を関係府省庁（注）において開始する。 （注）関係府省庁は、内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。 (2) 施策の必要性 気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。 「第 1 次国土強靱化実施中期計画」においては、令和 8 年度から令和 12 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。 国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策の検討を開始するものである。		
	平年度の減収見込額		－ 百万円
	（制度自体の減収額）		（ － 百万円）
	（改正増減収額）		（ － 百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定） 第2章 4. 国民の安心・安全の確保 (1) 防災・減災・国土強靱化の推進 国土強靱化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		新規要望	

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 大臣官房地方課 災害総合対策室）

項 目 名	福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の延長											
税 目	所得税・法人税											
要 望 の 内 容	【現行制度の概要】 令和8年3月31日までに、福島県内において、福島県知事の指定を受けて特定風評被害※ ¹ がその経営に及ぼす影響に対処するための事業活動※ ² （以下「特定事業活動」という。）を実施する事業者が、当該特定事業活動の用に供する設備投資等を行う場合に以下の特例措置を適用する。 ※1 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）第7条第5項第3号） ※2 個人事業者又は法人であって復興庁令で定める事業分野に属するものが、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動（福島特措法第74条第1項）											
	（1）機械等に係る特別償却等※ ³											
	<table><tr><td>対象資産</td><td>特別償却</td><td>税額控除</td></tr><tr><td>機械・装置、器具・備品</td><td>即時償却</td><td>15%</td></tr><tr><td>建物・構築物</td><td>25%</td><td>8%</td></tr></table>			対象資産	特別償却	税額控除	機械・装置、器具・備品	即時償却	15%	建物・構築物	25%	8%
	対象資産	特別償却	税額控除									
	機械・装置、器具・備品	即時償却	15%									
	建物・構築物	25%	8%									
	※3 特別償却と税額控除は選択適用。											
	（2）特定被災雇用者等※ ⁴ を雇用した場合の税額控除 福島県内の事業所に勤務する特定被災雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の10%を税額控除できる。 ※4 平成23年3月11日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島県の区域内に居住していた者。											
	（注）（1）機械等に係る特別償却等と（2）特定被災雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。											
	【要望の内容】 本特例措置の適用期限を3年間延長する。											
【関係条文】 福島特措法 第74条～第75条の5 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第10条の2第1項第2号、第10条の3の2第1項第2号、 第17条の2の2第1項第2号、第17条の3の2第1項第2号												
<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>－</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（－</td><td>百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（－</td><td>百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	－	百万円	（制度自体の減収額）	（－	百万円）	（改正増減収額）	（－	百万円）	
平年度の減収見込額	－	百万円										
（制度自体の減収額）	（－	百万円）										
（改正増減収額）	（－	百万円）										

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 福島県においては、農林水産業や観光業等への風評被害がいまだ根強く残る状況。特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するための事業活動を行う事業者の課税の負担を軽減することによって、農林水産物及びその加工品の販売等や県内への観光誘客の促進につなげ、原子力災害からの産業の復興及び再生を図る。 (2) 施策の必要性 放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合は 6.2%（令和 7 年 1 月）となっており、東北 6 県の産品の購入をためらう人の割合（2.3%（同））と比較すると、依然として高い割合で推移している※⁵。また、福島県産品と全国平均の価格差についても、依然として震災前の水準に戻っていない品目（牛肉：全国平均との価格差▲4.3%（平成 22 年度）→同▲9.3%（令和 6 年度）、桃：同▲5.9%（平成 22 年度）→同▲11.6%（令和 6 年度））がある※⁶。 加えて、観光目的の宿泊者が 50%以上の施設における延べ宿泊者数について、福島県の震災前（平成 22 年）と比較した令和 6 年の伸び率は、全国の水準を大きく下回る（福島県 71%、全国：148%）※⁷など、農林水産業や観光業等においては、風評被害がいまだ根強く残る状況。 引き続き福島県内において農林水産業や観光業等への風評被害に対応するため、本特例措置の 3 年間延長を要望する。 ※⁵ 「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第 18 回）」（令和 7 年 3 月消費者庁取りまとめ） ※⁶ 「風評の影響の払拭に向けた農林水産省の取組について」（令和 7 年 4 月農林水産省取りまとめ） ※⁷ 宿泊旅行統計調査「観光目的の宿泊者が 50%以上の施設における延べ宿泊者数」における各年結果の平成 22 年結果比
今回の要望（租税特別措置）に関連する事	合理性 政策体系における政策目的の位置付け ■東日本大震災 復興加速化のための第 14 次提言（令和 7 年 6 月 4 日総理手交）（抄） I. 原子力事故災害被災地域 4 事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建 （2）福島イノベーション・コースト構想のさらなる具現化等による新産業の創出となりわいの再建 ○ 復興特区税制が令和 7 年度の適用期限を迎えた後も、福島県においては、産業集積の形成及び活性化を促進する観点から、必要な税制上の特例措置を検討するとともに、福島特措法税制のうち令和 7 年度末に適用期限を迎えるものについて、実態や効果等をよく見ながら延長も含めて検討すること。 ■「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定）（抄） 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 （1）原子力災害被災地域 ③帰還・移住等の促進、生活再建等（交流・関係人口の拡大、観光の振興） - 観光については、福島県は「自然、気候、文化、食」といった魅力ある観光資源を有しており、また、「復興の地 ふくしま」を実際に訪れ見てもらうことにより交流人口の拡大のみならず風評の払拭にもつながる効果も期待できる。しかしながら、訪日外国人延べ宿泊者数や教育旅行等の回復に課題が残ることから、持続的な観光を推し進めるため、課題を分析し、復興を軸とした観光振興策を戦略的に推進する。 ⑦風評払拭・リスクコミュニケーションの推進 - 福島県のみならず被災地全体の農林水産や観光等における風評の払拭、いわれのない偏見・差別の解消に向けて、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等に基づき、

		政府一体となって国内外に向けた情報発信等に引き続き取り組む。また、科学的かつ客観的な議論に基づくフォローアップを実施し、各施策がより整合的・合理的・効果的な取組となるよう不断の見直しを行う。 ■復興庁政策体系評価 政策「復興施策の推進」 施策「(2)原子力災害からの復興に係る施策の推進」								
	政策の達成目標	福島県の農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓並びに観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進等								
	租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）								
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。								
	政策目標の達成状況	令和6年度までの福島特措法第75条の2に基づく指定の件数は17件								
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td>令和8年度</td><td>4件</td></tr><tr><td>令和9年度</td><td>4件</td></tr><tr><td>令和10年度</td><td>4件</td></tr><tr><td>計</td><td>12件</td></tr></table> ※令和3～6年度の指定件数より推計	令和8年度	4件	令和9年度	4件	令和10年度	4件	計	12件
	令和8年度	4件								
令和9年度	4件									
令和10年度	4件									
計	12件									
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、特定事業活動を行う事業者の課税の負担を軽減することで、設備投資や雇用機会の確保等が促進され、福島県の農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓並びに観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進等に資することができる。								
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	-								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-								
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、福島県内にいまだ残る風評被害を受ける農林水産業及び観光業等に係る事業者に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。								

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○令和3～6年度の実績（指定件数）	
		令和3年度	6件
		令和4年度	2件
		令和5年度	4件
		令和6年度	5件
		計	17件
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、指定を受けた事業者による設備投資や雇用機会の確保等が促進され、福島県の農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓並びに観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進等に資することができる。	
	前回要望時の達成目標	-	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-	
これまでの要望経緯	令和2年度 令和3年度	福島特措法税制に関する所要の措置 福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の創設	

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課）

項 目 名	福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置（新産業創出等推進事業促進区域で新産業創出等推進事業を行う事業者に対する機械等の特別償却等）の拡充・延長
税 目	所得税、法人税

【現行制度の概要】

令和 8 年 3 月 31 日までに、新産業創出等推進事業促進区域^{※1}内において、福島県知事の認定を受けた新産業創出等推進事業^{※2}を実施する事業者が、当該新産業創出等推進事業の用に供する設備投資等を行う場合に以下の特例措置を適用する。

- ※ 1 福島国際研究産業都市区域内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域（福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「福島特措法」という。）第 84 条第 2 項第 2 号）
- ※ 2 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定めるもの（福島特措法第 84 条第 1 項）

（１）機械等に係る特別償却等^{※3}

対象資産	特別償却	税額控除
機械・装置、器具・備品	即時償却	15%
建物・構築物	25%	8%

※ 3 特別償却と税額控除は選択適用。

（２）避難対象雇用者等又は特定雇用者^{※4}を雇用した場合の税額控除

新産業創出等推進事業促進区域内の事業所に勤務する避難対象雇用者等又は特定雇用者に対して、税額の 20%を限度として、給与等支給額の 15%を税額控除できる。

※ 4 特定雇用者とは、次の者（避難対象雇用者等を除く。）をいう。

- イ 平成 23 年 3 月 11 日において福島国際研究産業都市区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島国際研究産業都市区域内に居住していた者
- ロ その法人が行う新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に新たに従事する者（上記イの者を除く。）

（３）開発研究用資産に係る特別償却等

開発研究用資産を即時償却できることに加え、当該特別償却の対象となる開発研究用資産の償却費について研究開発税制を適用する場合には、特別試験研究費とみなして、税額控除できる。

（注）（１）機械等に係る特別償却等と（２）避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。

【要望の内容】

本特例措置を 3 年間延長するとともに、新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものについては、以下の特例措置を講ずる。

（１）機械等に係る特別償却等^{※5}

対象資産	特別償却	税額控除
機械・装置	45%	14%
建物・構築物	23%	7%

※ 5 特別償却と税額控除は選択適用。

（２）避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除

	新産業創出等推進事業促進区域内の事業所に勤務する、一定の要件を満たす雇用者に対して、税額の 20%を限度として、給与等支給額の 9 %を税額控除する。 【関係条文】 福島特措法 第 84 条～第 85 条の 7 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 10 条の 2 第 1 項第 3 号、第 10 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号、第 11 条、 第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号、第 17 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号、第 18 条 <table border="1" data-bbox="901 510 1505 680"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td><td>▲440 百万円</td></tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td><td>(- 百万円)</td></tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td><td>(- 百万円)</td></tr> </table>	平年度の減収見込額	▲440 百万円	(制度自体の減収額)	(- 百万円)	(改正増減収額)	(- 百万円)
平年度の減収見込額	▲440 百万円						
(制度自体の減収額)	(- 百万円)						
(改正増減収額)	(- 百万円)						
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 裾野の広いサプライチェーンを含む産業集積の構築等を通じた福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」という。）の実現に至るにはなお途上の段階。新産業創出等推進事業を行う事業者の課税の負担を軽減することによって、浜通り地域等（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯館村の 15 市町村をいう。以下同じ。）における産業集積の形成及び活性化を、設備・雇用等の面からより広く下支えし、自立的・持続的な産業発展の促進を図る。 (2) 施策の必要性 浜通り地域等においては、イノベ構想のこれまでの取組により、企業進出やそれに伴う雇用創出など一定の成果が出ているものの、建設業を除いた域内総生産や製造品出荷額等については、依然として全国水準の伸び率を下回っている（浜通り地域等：▲4.4%、全国：+9.9%）※。 これまで、本特例措置によって自立的・持続的な産業発展を後押ししてきたが、イノベ構想を実現するには、現行で対象になっている事業者に加え、産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業も一体となって取組を進めることが重要である。そのため、本特例措置について、適用期限を 3 年間延長するとともに、対象事業を拡充することで、さらに支援を強力に進めていく必要がある。 ※（福島県）福島県市町村民経済計算、（全国）国民経済計算により、建設業を除いた域内総生産を算出。						

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	■東日本大震災復興加速化のための第14次提言（令和7年6月4日総理手交）（抄） I. 原子力事故災害被災地域 4 事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建 （2）福島イノベーション・コースト構想のさらなる具現化等による新産業の創出となりわいの再建 ○ 復興特区税制が令和7年度の適用期限を迎えた後も、福島県においては、産業集積の形成及び活性化を促進する観点から、必要な税制上の特例措置を検討するとともに、福島特措法税制のうち令和7年度末に適用期限を迎えるものについて、実態や効果等をよく見ながら延長も含めて検討すること。 ■「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）（抄） 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 （1）原子力災害被災地域 ⑤ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建（福島イノベーション・コースト構想） - 福島浜通り地域等が産業復興を果たして、2030年頃までの自立的・持続的な産業発展につながるよう、また、福島浜通り地域等には企業進出や産業集積が一定程度進んだ地域もある一方で、避難指示解除から日の浅い地域をはじめ事業環境が依然として厳しい地域もあることから、産業発展のビジョンとして本年6月に改定した「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」に基づく取組を国、県、市町村や関係機関が一体となって、適切なフォローアップを行いながら進めることにより、地域経済の持続的な発展、暮らしや公共コミュニティサービスへの裨益、新たな活力の呼び込みの連鎖を第3期復興・創生期間で推進していく。 - その際、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪で進めることが重要であるとの考えの下、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の3つを取組の柱として、「実証の聖地」を目指して、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の重点分野を中心に、食に関する新技術（フードテック）も含め、企業立地補助金等を効果的に活用し、産業集積や社会課題解決に資する取組を進める。 ■復興庁政策体系評価 政策「復興施策の推進」 施策「(2)原子力災害からの復興に係る施策の推進」
		政策の達成目標	新産業創出等推進事業促進区域において、産業集積の形成及び活性化を図ることで、イノベ構想の実現を通じた自立的・持続的な産業発展を目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
		政策目標の達成状況	令和6年度までの福島特措法第85条の2に基づく認定の件数は7件
あり		要望の	

		措 置 の 適用見込み	<table><tr><td>令和8年度</td><td>28 件</td></tr><tr><td>令和9年度</td><td>29 件</td></tr><tr><td>令和10年度</td><td>30 件</td></tr><tr><td>計</td><td>87 件</td></tr></table> ※令和3～6年度の本特例措置における認定件数及び拡充により適用が見込まれる件数を基に推計	令和8年度	28 件	令和9年度	29 件	令和10年度	30 件	計	87 件		
	令和8年度	28 件											
令和9年度	29 件												
令和10年度	30 件												
計	87 件												
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本特例措置を延長することにより、新産業創出等推進事業を行う事業者の課税の負担を軽減することで、設備投資や雇用機会の確保等といった、産業集積の形成及び活性化に資する新たな取組が、一層促進され、自立的・持続的な産業発展につながる。										
相 当 性		当該要望項 目以外の税 制上の措置	-										
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	-										
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	-										
		要望の措置 の妥 当 性	本特例措置は、新産業創出等推進事業促進区域において、産業集積の形成及び活性化に資する新たな取組である新産業創出等推進事業を実施する事業者に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。										
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項		租税特別 措 置 の 適用実績	○令和3～6年度の実績（認定件数） <table><tr><td>令和3年度</td><td>1 件</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>1 件</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>1 件</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>4 件</td></tr><tr><td>計</td><td>7 件</td></tr></table>	令和3年度	1 件	令和4年度	1 件	令和5年度	1 件	令和6年度	4 件	計	7 件
	令和3年度	1 件											
	令和4年度	1 件											
	令和5年度	1 件											
	令和6年度	4 件											
計	7 件												
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	-										
		租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)	本特例措置を通じて、認定を受けた事業者による設備投資や雇用機会の確保等が促進され、浜通り地域等における産業集積の形成及び活性化につながることで、自立的・持続的な産業発展に資することができる。										
		前回要望時 の達成目標	-										

	前回要望時から の達成度及び目標 に達していない場合の 理 由	-
これまでの 要 望 経 緯	令和2年度 令和3年度	福島特措法税制に関する所要の措置 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る 特例措置（新産業創出等推進事業促進区域で新産 業創出等推進事業を行う事業者に対する機械等の 特別償却等）の創設

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省経営局金融調整課）

（林野庁林政部企画課）

（水産庁漁政部水産経営課）

項 目 名		東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長		
税 目		印紙税		
要 望 の 内 容	・ 特例措置の内容 東日本大震災の被災者を対象とした農林漁業者向け特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書について、印紙税を非課税とする。			
	・ 要望の内容 適用期限の 5 年延長			
	（関係条文） 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 47 条	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— （ — （ —	百万円 百万円 百万円
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 東日本大震災の被災農林漁業者に対し資金を円滑に融通することで、農林水産業の発展を通じて、被災地の復旧・復興等に寄与する。 (2) 施策の必要性 東日本大震災からの復旧・復興は着実に進んでいるものの、原子力被災地域を中心に営農再開・林業再生・操業再開に向けた取組等を現在実施している状況であり、引き続き支援を要する。 したがって、印紙税の非課税措置を継続し、引き続き、被災農林漁業の復旧・復興のための資金を円滑に融通する必要がある。			

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 【農業】 《中目標》 我が国の食料供給 《政策分野》 食料自給力の確保 【林業】 《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 《政策分野》 林業の持続的かつ健全な発展 【水産】 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 水産業の成長産業化の実現
		政策の達成目標	融資における特例措置という本措置の性格上、積極的な数値目標はなじまないが、本措置を継続することにより着実に被災農林漁業の復旧・復興を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年4月～令和13年3月（5年間）
		同上の期間中の達成目標	融資における特例措置という本措置の性格上、積極的な数値目標はなじまないが、本措置を継続することにより着実に被災農林漁業の復旧・復興を図る。
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	令和7年度：36件 2,320千円 令和8年度：38件 1,567千円
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	印紙税の非課税措置により被災農林漁業者への円滑な融資が促進され、被災農林漁業の復旧・復興が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	東日本大震災からの復旧・復興は着実に進んでいるものの、原子力被災地域を中心に営農再開・林業再生・操業再開に向けた取組等を現在実施している状況であり、引き続き支援を要する。 したがって、印紙税の非課税措置を継続し、引き続き、被災農林漁業の復旧・復興のための資金を円滑に融通する必要がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和4年度：29件 2,180千円 令和5年度：41件 1,380千円 令和6年度：38件 1,800千円	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	印紙税の非課税措置により被災農林漁業者への円滑な融資が促進され、被災農林漁業の復旧・復興が図られる。	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年4月27日施行）」において、政府系金融機関が行う特別貸付けに係る消費賃借契約書の印紙税の免除を措置。 平成23年12月14日に公布・施行された上記の法律を一部改正する法律により、民間金融機関（農漁協を含む。）が貸し主となる特別貸付けについても印紙税の免除を措置。 令和3年度税制改正において、当初、令和3年3月末となっていた期限を令和8年3月末まで5年間延長。	